

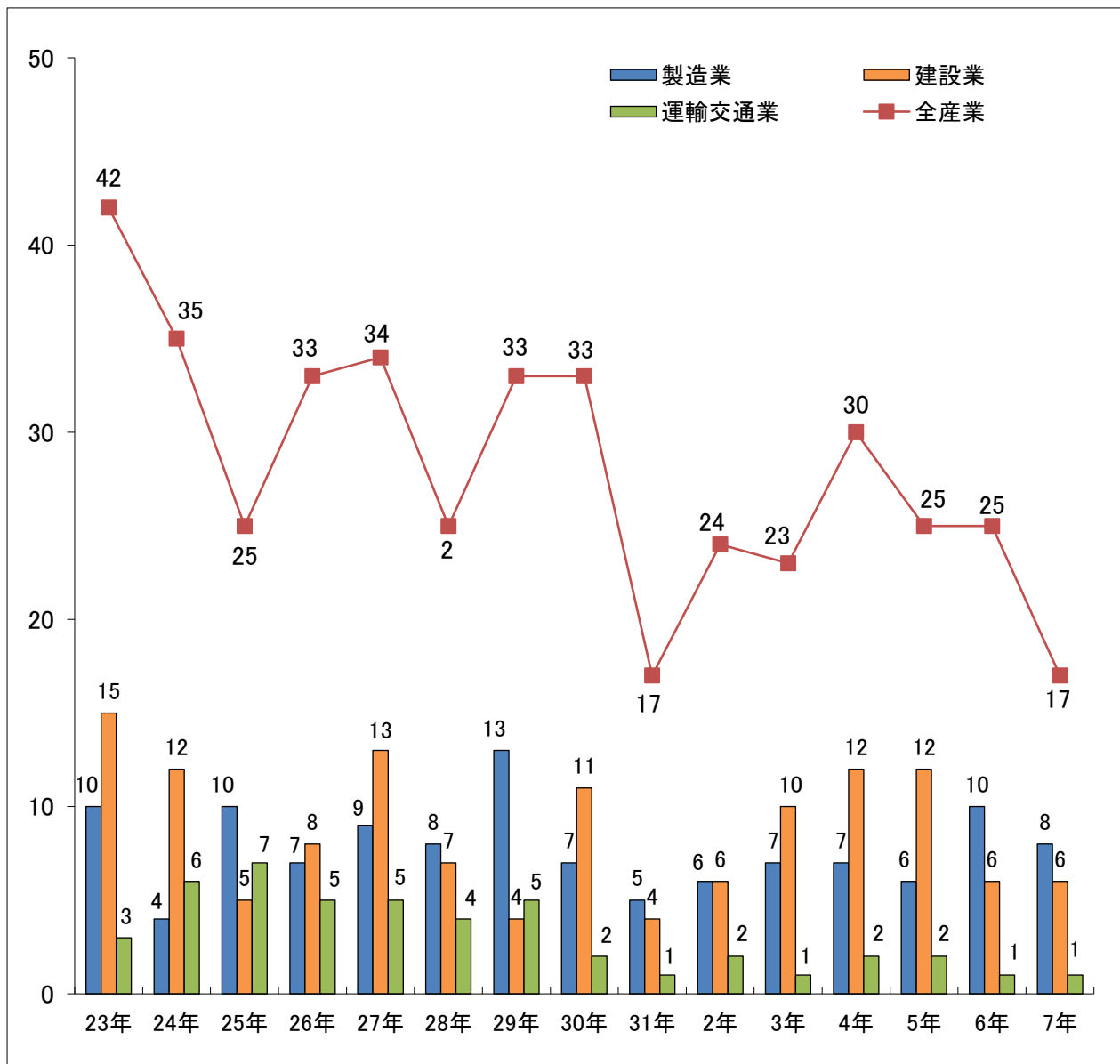
# I 令和7年 労働災害の発生状況

1～6まで全て新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数

## 1 死亡災害の現状

### (1) 年別推移

令和7年の静岡県内の労働災害による死亡者数は17人であり、前年と比べ8人減少した。

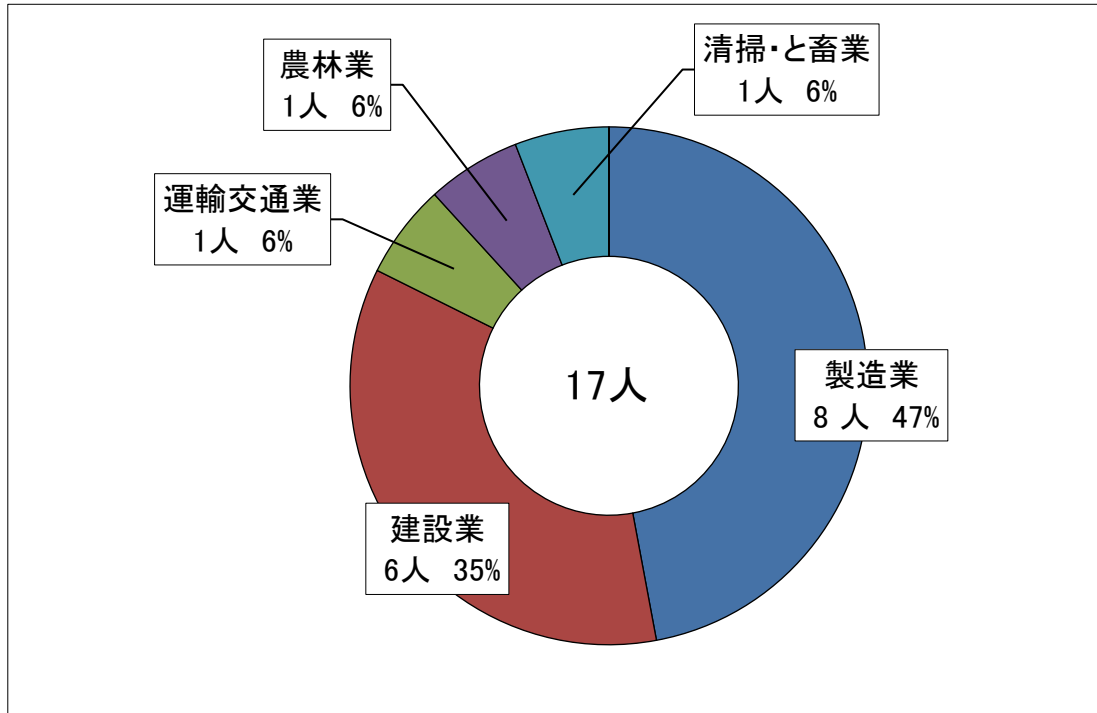


	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年
全産業	170	111	123	109	122	109	99	99	80	79	103	84	68	73	64	81	75	71	82
製造業	43	33	32	23	28	26	31	23	19	20	25	23	23	13	20	16	19	16	23
建設業	70	41	46	44	40	53	34	37	33	27	39	34	26	33	23	26	30	28	29
運輸交通業	18	13	17	15	22	9	18	14	10	9	9	15	9	11	10	13	8	12	10

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
全産業	81	79	67	74	71	70	71	65	73	49	61	56	60	52	52	48	49	31	40
製造業	20	10	13	23	16	19	6	16	25	13	8	15	12	9	12	8	14	9	9
建設業	27	34	21	24	23	27	27	20	17	16	21	18	18	10	20	18	20	12	12
運輸交通業	11	18	13	18	13	9	10	11	16	7	14	9	11	11	2	6	4	5	8

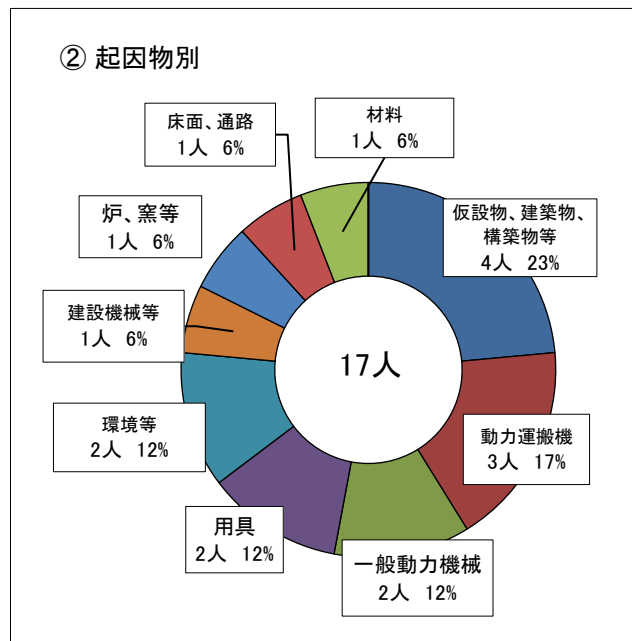
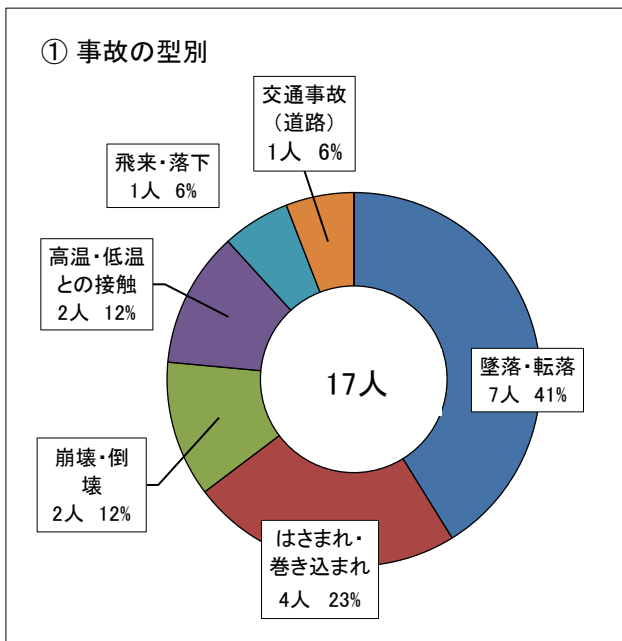
## (2) 業種別の死亡災害発生状況

業種別では、「製造業」が47%と最も多く、次いで「建設業」が35%で、総件数の82%を占めている。



## (3) 事故の型・起因物別の死亡災害発生状況

- ① 事故の型別では、「墜落・転落」が41%と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が23%となっており、総件数の64%を占めている。
- ② 起因物別では、「仮設・建築・構築物等」が23%と最も多く、次いで「動力運搬機」が17%、「一般動力機械」「用具」「環境等」がそれぞれ12%となっている。



## 2 死亡災害の概要(一覧)

令和7年発生

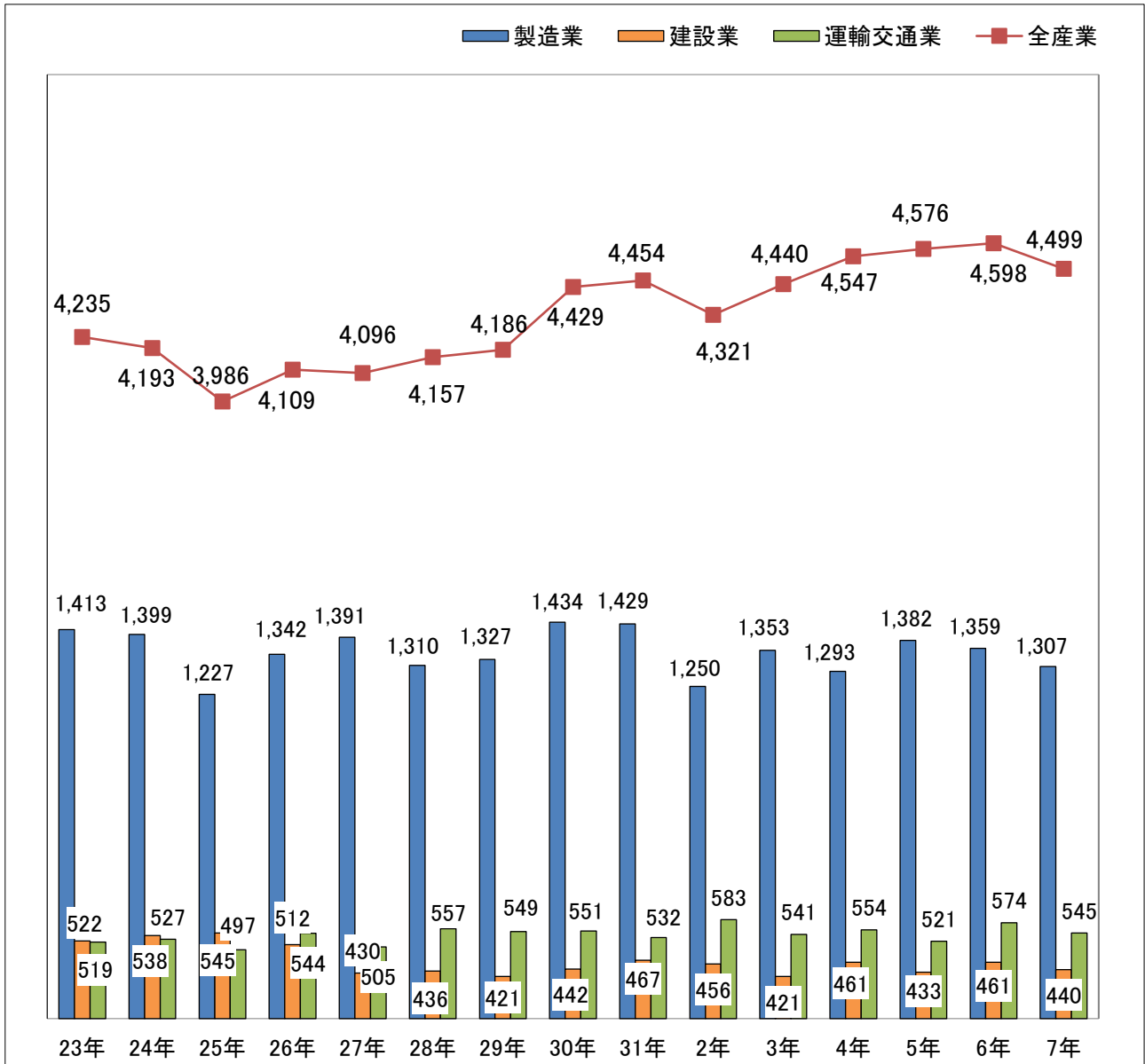
業種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事故の型 起因物	発生状況
食料品製造業	静岡	1月 12時～13時	100～299人	高温、低温の物との接触 炉・窯	3,000リットルの抽出窯を使用して魚の出汁を抽出する工程において、被災者が抽出窯の保温ジャケットの縁に立ち、長さ約1mの棒で落とし蓋を押し込む作業をしていたところ、抽出窯の中に転落した。被災者は転落した際、すぐに自力で脱出しホースで自分の身体に水をかけたものの、全身の85%の部分に熱傷を負い、治療を行っていたがその後死亡した。
	磐田	1月 13時～14時	10～29人	墜落、転落 作業床・歩み板	被災者は工場建屋の庇で、業務用エアコンの室外機を固定しているボルトを取り外す作業を行っていたところ、体勢を崩し、高さ3.7m下の地面に墜落した。災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。
木材・木製品製造業	浜松	11月 15時～16時	30～49人	はさまれ、巻き込まれ フォークリフト	本社倉庫内で、木材を梱包・搬送するために、フォークリフトを使用して木材の運搬作業を単独で行っていたところ、被災者がフォークリフトと木材を積んだ棚の間に挟まれ、心肺停止状態で発見され、その後、死亡が確認された。
窯業土石製品製造業	三島	9月 10時～11時	10人未満	墜落、転落 通路	墓石の戒名板(重さ70kg)の据付作業を被災者と同僚の2名で行っていた。被災者は、墓石南側で高さ78cm、幅12cm程度の外枠羽目石に右足を、高さ65cmの芝台に左足をかけて作業を行っていた。同僚は墓石北側におり、戒名板の位置調整を行っていたところ、視界に被災者がいないことに気づき、確認したところ、頭部を墓地の床面、両足を芝台に投げ出し、頭部から出血し仰向けで倒れていたもの。
金属製品製造業	浜松	1月 14時～15時	10人未満	交通事故(道路) トラック	第一当事者の軽四輪車(運転者死亡)は片側1車線の県道を南進して右カーブを進行中、第二当事者の準中型自動車(運転者怪我なし)は同道路を北進して左カーブを進行するところ、道路右側にはみ出して第一当事者と正面衝突したもの。
輸送用機械等製造業	浜松	6月 9時～10時	100～299人	はさまれ、巻き込まれ 産業用ロボット	派遣労働者である被災者は、溶接ラインにおいて、溶接ロボット設備の機械の操作中、搬送用ロボットと溶接治具との間で身体を入れて設備の状態を確認しようとしたところ、搬送ロボットと溶接治具の間に挟まれて、意識不明の重体で入院していたものの、令和8年1月7日に死亡した。
	浜松	7月 19時～20時	10人未満	高温、低温の物との接触 高温・低温環境	工場内で新幹線車両の組付けを行う作業現場に、一次下請の労働者として入場していた被災者は、作業場を一時離脱して作業場外で座り込んでいたところを、協力会社の作業員が発見して身体冷却等の措置を実施した。約1時間後、帰宅のためタクシーに、乗車しようと立ち上がったところ、倒れ込み、地面に後頭部を打ち付け、意識を失ったため、緊急搬送をしたものの、3日後に死亡した。
その他の製造業	三島	5月 13時～14時	10人未満	はさまれ、巻き込まれ 不整地運搬車	被災者は、建設現場に持ち込まれていたクローラダンプの荷台の油圧装置に作動不良が認められたため、出張して修理を行っていた。被災者を呼びに来た当該現場作業員がクローラダンプの荷台と車体の間に身体の大部分が挟まれた状態の被災者を見つけた。

業種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事故の型 起因物	発生状況
土木工事業	沼津	3月 11時～12時	10人未満	崩壊、倒壊 その他の材料	護岸工事に使用する小口止工(コンクリート擁壁)の一部型枠部材を取り外し、取り外した部材を被災者が小口止工に背を向けて拾い集めていた際に倒れ被災者に激突した。
	浜松	6月 10時～11時	10人未満	墜落、転落 はしご等	被災者は、架設の橋のたもとのH鋼を切断するために、脚立をはしごとして利用し、ガス切断を行っていたところ、バランスを崩し、はしごごと3メートル下の水路底へ転落した。病院で治療を受けていたが、令和7年7月4日に死亡した。
建築工事業	沼津	2月 14時～15時	10人未満	墜落、転落 足場	個人宅の外壁、屋根の塗装工事を行う建設現場において、屋根の塗装作業を行っていた被災者が高さ6mの足場西面から道路上に墜落し、死亡した。墜落位置等から被災者は足場の外部を墜落したと推定される。目撃者はおらず、共同作業員2名は外壁南面でコーキング材の注入作業に従事していた。
	沼津	3月 14時～15時	10～29人	崩壊、倒壊 建築物・構築物	ホテル解体現場にて解体用つかみ機の監視作業を行っていた被災者が、解体していた小屋のブロック壁に近づいたときに、当該壁の上部が崩れ、被災者に激突した。
	三島	4月 11時～12時	10人未満	墜落、転落 解体用機械	被災者他2名が、ホテルの解体工事現場において、地上3階から1階へ、解体用つかみ機を床面の開口部から下す作業をしていた。可搬式巻上機を組立て、チェーンブロックで、つかみ機のブームを1点吊りし、開口部に向けて、被災者は、つかみ機の横の位置から、前進する操作レバーを押し、同僚2名は、巻上機の両柱を押す作業をしていたところ、つかみ機がバランスを崩し落ち、巻上機の梁が座屈し、被災者も開口部から墜落した。
	島田	9月 14時～15時	50～99人	墜落、転落 建築物・構築物	解体中の建屋の4階スラブ(床部分)の端部から地上にかけて、約12.2メートル墜落したものの。本現場においては移動式足場を採用しており、被災者の墜落箇所には外周足場の設置無し。移動式足場移動後の、躯体から屋外開口にかけて墜落したものの。
道路貨物運送業	富士	3月 9時～10時	10～29人	墜落、転落 その他の用具	被災者はトレーラーの荷台で、銅板の締め付け作業を行った際、荷台のリングに掛けるべきレバーブロックのフックがリングに掛かっておらず、銅板に掛かった状態で荷締めを行ったがためにフックが外れ、その反動で約1.7m下の地面に墜落した。なお、本件災害により脊椎を損傷し、病院にて療養していたものの、令和7年4月29日に誤嚥性肺炎により死亡した。
林業	三島	7月 13時～14時	10～29人	飛来、落下 立木等	被災者は車両系木材伐出機械(走行集材機械)であるフォワーダに乗っていた。作業員1名はチェーンソーで伐木作業を行っており、被災者は伐倒先の作業道へバック走行で移動していたところ、伐倒木が被災者の乗るフォワーダにぶつかり、その伐倒木の枝葉がバック走行のために上半身を乗り出して進行方向の視認をしていた被災者の頭部に当たって被災した。被災者は保護帽を着用していなかった。
清掃・と蓄業	静岡	3月 15時～16時	10人未満	はさまれ、巻き込まれ 混合機・粉碎機	被災者と同僚Aの2名で、プラスチックの廃棄物をロールクラッシャーにて破砕する作業を終えた後、同僚Bがロール部分の排出側に残っていた廃棄物に気付き取り除こうとしていた。その様子気付いた同僚Aが、機械を動かせば取り除けると考え、同僚Bに起動スイッチを押させたところ、ロールの上部にいた被災者が下半身等を巻き込まれたもの。

### 3 死傷災害(死亡および休業4日以上の災害)の現状

#### (1) 年別推移

令和7年の静岡県内の労働災害による死傷者数は4,499人であり、前年と比べ99人減少した。



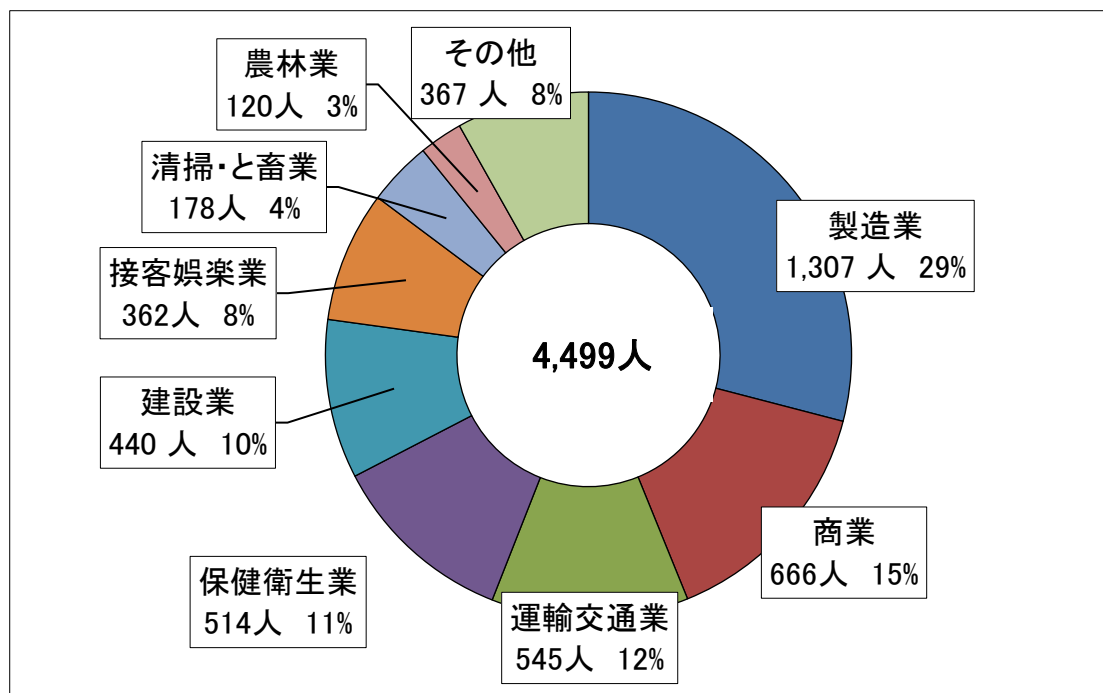
※ 資料出所：平成9年までは、労働災害統計年報リスト、平成10年以降は労働者死傷病報告による。

	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
全産業	8,927	8,837	8,652	8,313	7,630	7,069	6,754	6,439	6,159	5,859	5,573	5,825
製造業	3,274	3,197	3,066	2,963	2,712	2,381	2,205	2,142	2,146	1,871	2,206	2,423
建設業	2,142	2,161	2,109	2,032	1,774	1,713	1,667	1,497	1,302	1,264	1,154	1,118
運輸交通業	650	685	684	567	576	523	498	501	458	465	616	606

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
全産業	5,317	5,340	5,122	5,020	4,931	4,769	4,688	4,983	5,038	4,848	4,042	4,180
製造業	2,261	2,250	2,106	2,032	1,942	1,846	1,810	1,857	1,919	1,769	1,321	1,387
建設業	989	975	861	851	748	726	709	715	695	681	542	529
運輸交通業	572	635	569	565	576	547	524	564	589	586	466	567

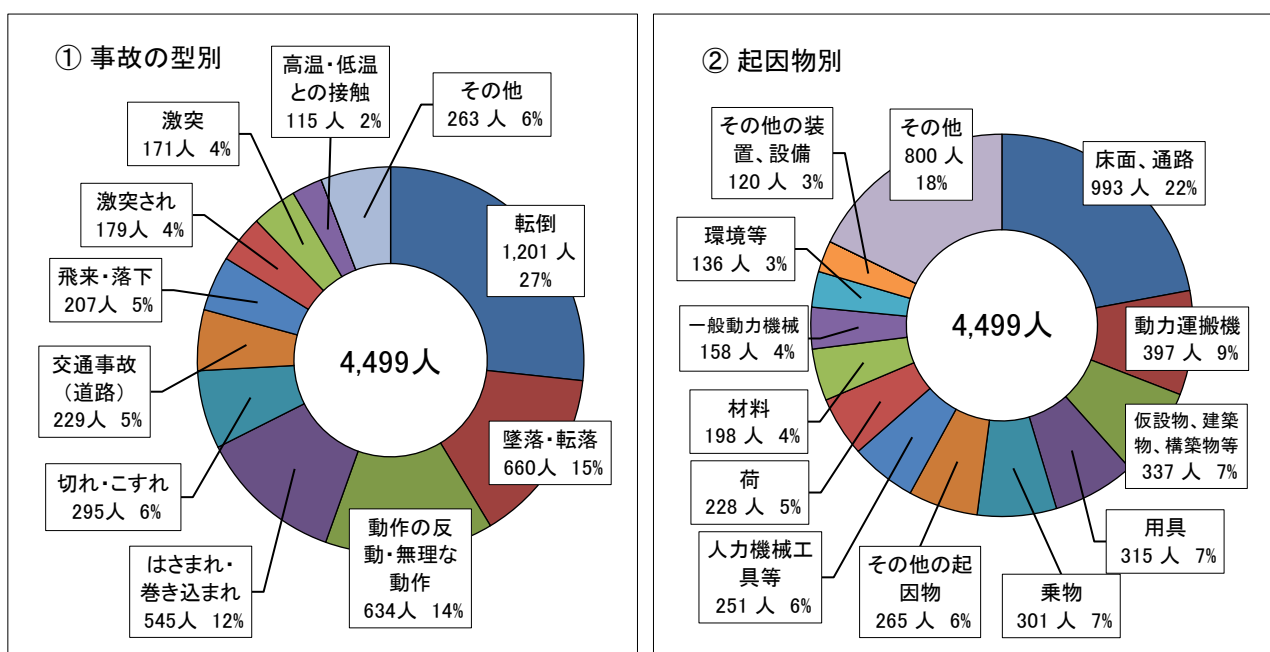
## (2) 業種別の死傷災害発生状況

業種別では、「製造業」が29%、「商業」が15%、「運輸交通業」が12%、「保健衛生業」が11%、「建設業」が10%となっている。



## (3) 事故の型・起因物別の死傷災害発生状況

- ① 事故の型別では、「転倒」が27%と最も多く、次いで「墜落・転落」が15%、「動作の反動・無理な動作」が14%、「はさまれ・巻き込まれ」が12%となっている。
- ② 起因物別では、「床面、通路」が22%と最も多く、次いで「動力運搬機」が9%、「仮設物、建築物、構築物等」「用具」「乗物」が7%となっている。



#### 4 労働基準監督署別・業種別死傷災害発生状況（被災者数）

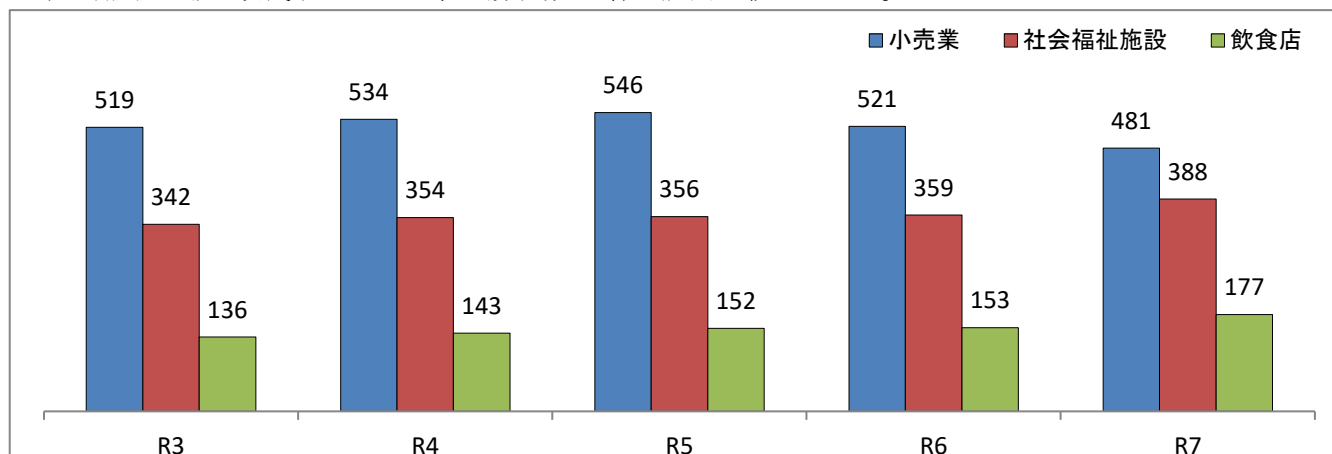
業種別	署別			三島			沼津			富士			静岡			島田			磐田			浜松			合計		
	R7	R6	増減	R7	R6	増減	R7	R6	増減	R7	R6	増減	R7	R6	増減	R7	R6	増減	R7	R6	増減	R7	R6	増減	R7	R6	増減
食料品製造業	13	12	1	36	31	5	36	39	-3	68	72	-4	143	150	-7	52	33	19	41	45	-4	389	382	7			
繊維工業	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	-1	8	3	5	2	4	-2	12	8	4			
衣服その他の繊維製品業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	1	1	2	3	-1	6	4	2			
木材・木製品製造業	2	0	2	4	1	3	4	2	2	5	12	-7	6	9	-3	1	5	-4	5	10	-5	27	39	-12			
家具・装備品製造業	3	1	2	2	1	1	0	0	0	8	3	5	5	12	-7	5	3	2	2	1	1	25	21	4			
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	1	-1	5	6	-1	57	62	-5	5	6	-1	10	9	1	5	6	-1	9	7	2	91	97	-6			
印刷・製本業	1	0	1	2	0	2	1	5	-4	5	1	4	2	3	-1	2	1	1	2	2	0	15	12	3			
化学工業	10	4	6	12	10	2	19	20	-1	12	13	-1	21	15	6	29	42	-13	20	15	5	123	119	4			
窯業・土石製品製造業	2	0	2	1	2	-1	2	0	2	3	9	-6	8	5	3	5	8	-3	7	12	-5	28	36	-8			
鉄鋼業	1	0	1	0	0	0	1	1	0	2	5	-3	4	5	-1	8	8	0	2	4	-2	18	23	-5			
非鉄金属製造業	1	4	-3	4	3	1	5	3	2	4	6	-2	0	1	-1	2	4	-2	3	2	1	19	23	-4			
金属製品製造業	2	3	-1	10	21	-11	25	18	7	21	16	5	23	28	-5	19	35	-16	42	57	-15	142	178	-36			
一般機械器具製造業	6	5	1	16	9	7	11	13	-2	14	11	3	12	18	-6	8	6	2	17	18	-1	84	80	4			
電気機械器具製造業	1	0	1	15	11	4	3	7	-4	10	9	1	5	7	-2	6	7	-1	14	13	1	54	54	0			
輸送用機械等製造業	2	10	-8	6	10	-4	12	11	1	7	8	-1	25	20	5	47	51	-4	66	70	-4	165	180	-15			
電気・ガス・水道業	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0	2	1	1	6	7	-1			
その他の製造業	13	13	0	7	6	1	12	11	1	10	11	-1	16	15	1	24	18	6	21	22	-1	103	96	7			
製造業計	57	54	3	120	112	8	191	192	-1	176	184	-8	282	299	-17	224	232	-8	257	286	-29	1,307	1,359	-52			
鉱業	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	1	0	1	2	4	-2	0	0	0	0	0	0	3	6	-3			
土木工事業	22	21	1	16	13	3	9	14	-5	15	24	-9	12	11	1	17	20	-3	27	20	7	118	123	-5			
建築工事業	18	21	-3	20	23	-3	9	22	-13	36	33	3	20	20	0	12	23	-11	43	51	-8	158	193	-35			
木造家屋建築工事業	10	7	3	8	1	7	5	2	3	13	11	2	5	5	0	11	13	-2	3	13	-10	55	52	3			
その他の建設業	14	10	4	9	7	2	16	21	-5	9	19	-10	17	14	3	16	11	5	28	11	17	109	93	16			
建設業計	64	59	5	53	44	9	39	59	-20	73	87	-14	54	50	4	56	67	-11	101	95	6	440	461	-21			
鉄道・水運・航空業	2	4	-2	0	0	0	0	0	0	1	4	-3	3	3	0	0	1	-1	0	1	-1	6	13	-7			
道路旅客運送業	8	5	3	4	4	0	0	1	-1	10	9	1	6	3	3	8	10	-2	40	40	0	76	72	4			
道路貨物運送業	16	21	-5	54	62	-8	85	87	-2	75	74	1	57	79	-22	61	63	-2	114	102	12	462	488	-26			
その他の運輸交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	-1	0	0	0	1	1	0			
運輸交通業計	26	30	-4	58	66	-8	85	88	-3	86	87	-1	67	85	-18	69	75	-6	154	143	11	545	574	-29			
陸上貨物取扱業	0	3	-3	1	6	-5	2	4	-2	6	8	-2	1	6	-5	3	10	-7	3	4	-1	16	41	-25			
港湾運送業	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	3	4	-1	1	3	-2	1	0	1	0	0	0	5	8	-3			
貨物取扱業計	0	3	-3	1	7	-6	2	4	-2	9	12	-3	2	9	-7	4	10	-6	3	4	-1	21	49	-28			
農業	12	11	1	4	1	3	0	2	-2	11	7	4	14	11	3	8	11	-3	32	42	-10	81	85	-4			
林業	9	6	3	8	7	1	4	0	4	7	7	0	3	6	-3	3	1	2	5	12	-7	39	39	0			
農林業計	21	17	4	12	8	4	4	2	2	18	14	4	17	17	0	11	12	-1	37	54	-17	120	124	-4			
畜産・水産業	0	1	-1	4	0	4	8	7	1	4	3	1	5	7	-2	8	2	6	7	8	-1	36	28	8			
卸売業	5	6	-1	14	18	-4	12	10	2	18	23	-5	16	15	1	14	5	9	24	25	-1	103	102	1			
小売業	42	53	-11	58	45	13	50	52	-2	90	94	-4	55	71	-16	55	63	-8	131	143	-12	481	521	-40			
社会福祉施設	32	38	-6	49	37	12	39	26	13	69	59	10	43	43	0	39	45	-6	117	111	6	388	359	29			
旅館業	66	67	-1	18	9	9	3	1	2	8	7	1	5	5	0	5	9	-4	7	10	-3	112	108	4			
飲食店	18	23	-5	18	20	-2	22	18	4	24	28	-4	25	19	6	30	15	15	40	30	10	177	153	24			
ゴルフ場	6	4	2	13	16	-3	6	1	5	0	2	-2	1	4	-3	1	7	-6	4	8	-4	31	42	-11			
ビルメンテナンス業	14	22	-8	13	13	0	6	5	1	26	22	4	2	2	0	3	10	-7	35	30	5	99	104	-5			
清掃・と蓄業	11	7	4	8	15	-7	10	8	2	17	13	4	11	12	-1	3	9	-6	19	19	0	79	83	-4			
その他の事業	79	68	11	84	64	20	30	41	-11	125	126	-1	55	63	-8	52	52	0	132	111	21	557	525	32			
合計	441	453	-12	523	475	48	507	514	-7	744	761	-17	642	705	-63	574	613	-39	1,068	1,077	-9	4,499	4,598	-99			

注:労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷災害

## 5 第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店)の死傷災害の現状

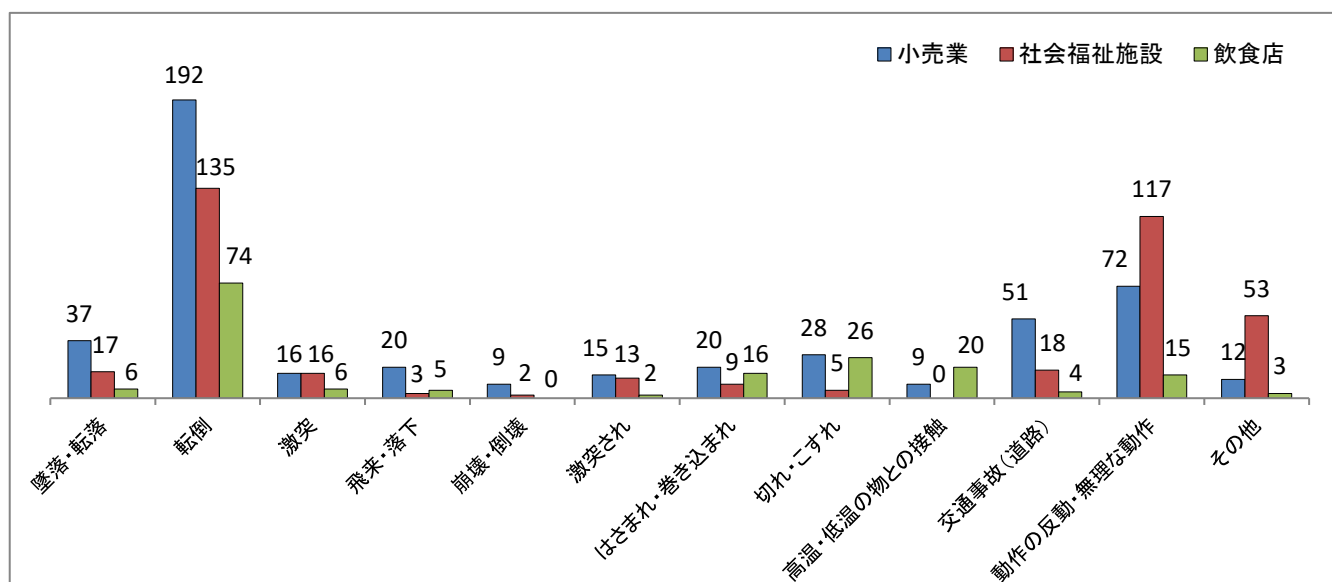
### (1) 年別推移

社会福祉施設・飲食店において、死傷者数の増加傾向が続いている。

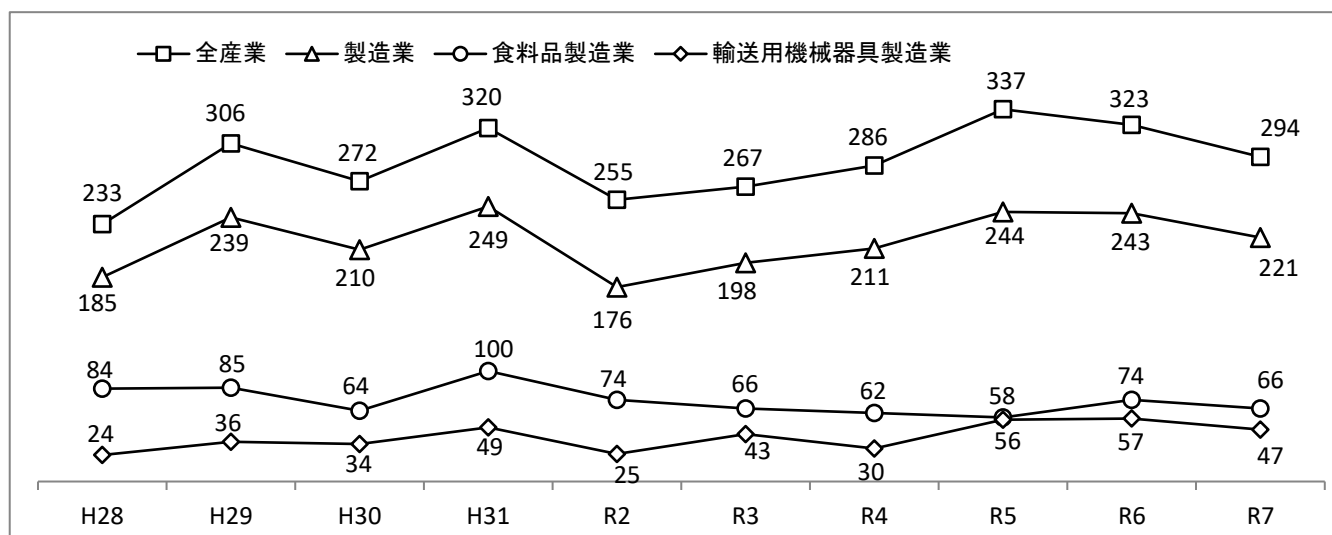


### (2) 事故の型別

- ① 小売業は「転倒」が192件(40%)と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が72件(15%)となっている。
- ② 社会福祉施設は「転倒」が135件(35%)と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が117件(30%)となっている。
- ③ 飲食店は「転倒」が74件(42%)と最も多く、次いで「切れ・こすれ」が26件(15%)となっている。



## 6 派遣労働者の労働災害の推移



令和7年における外国人労働者の災害発生状況 ※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

(確定値)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
死傷者数	① 242	301	② 317	① 323	306	373	② 397	② 366
(うち、技能実習生)	① (37)	(65)	① (67)	(59)	(48)	(64)	(85)	(80)

1. 署別・国籍別発生状況

		浜松	静岡	沼津	三島	富士	磐田	島田	合計
アジア	インドネシア	① 13 (9)	7 (6)	8 (6)	3 (2)	3 (3)	8 (7)	6 (3)	① 48 (36)
	ベトナム	16 (4)	7 (5)	6 (3)	2 (1)	11 (3)	8 (4)	9 (6)	59 (26)
	中国(台湾等を含む)		2 (1)			2 (1)	3 (1)	4 (1)	11 (4)
	フィリピン	11	2 (1)	3	3	11	6	22 (2)	58 (3)
	韓国	1		1	2	1			5
	ミャンマー	2 (1)	2	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	2 (2)	10 (6)
	タイ		1 (1)				1	1	3 (1)
	スリランカ	1 (1)		2		3	1	2	9 (1)
	ネパール	3		1	3	2 (1)			9 (1)
	その他	2	2	1	2				7
小計	① 49 (15)	23 (14)	23 (10)	16 (4)	34 (9)	28 (12)	46 (14)	① 219 (78)	
アメリカ	ブラジル	① 45	3	4 (1)	2	5	37	21	① 117 (1)
	ペルー	15	2	2		2	1	2	24
	アルゼンチン								0
	コロンビア								0
	その他	1							1
小計	① 61	5	6 (1)	2	7	38	23	① 142 (1)	
その他	ヨーロッパ		1						1
	アフリカ								0
	オセアニア								0
	その他		1	1			2 (1)		4 (1)
小計		2	1			2 (1)		5 (1)	
合計	② 110 (15)	30 (14)	30 (11)	18 (4)	41 (9)	68 (13)	69 (14)	② 366 (80)	

2. 業種別・署別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
浜松	9 (1)	1	5 (1)	12 (5)	② 31 (5)	6	17 (2)	9	20 (1)	② 110 (15)
静岡	10 (5)			2		7 (3)	4 (4)	2 (1)	5 (1)	30 (14)
沼津	3 (1)			2 (1)	2	6 (2)	6 (4)	3 (1)	8 (2)	30 (11)
三島	1 (1)		2	1		2	4 (2)	1	7 (1)	18 (4)
富士	5	8	4 (1)	5 (1)	1	1	3 (3)	2 (1)	12 (3)	41 (9)
磐田	5 (1)		9	6	15 (1)	12 (6)	9 (5)	6	6	68 (13)
島田	41 (9)		3 (1)	2 (1)	7	7 (2)	5 (1)	2	2	69 (14)
合計	74 (18)	9	23 (3)	30 (8)	② 56 (6)	41 (13)	48 (21)	25 (3)	60 (8)	② 366 (80)

3. 業種別・規模別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
10人未満		3		3 (1)	① 3	5	17 (8)	5	8 (1)	① 44 (10)
10～49人	22 (2)	2	10 (2)	22 (6)	21 (6)	24 (11)	29 (13)	12 (2)	29 (4)	171 (46)
50～99人	28 (11)	3	7 (1)	2 (1)	9	7 (2)	1	6 (1)	9 (1)	72 (17)
100～299人	19 (4)	1	4	3	① 9	3	1	2	11	① 53 (4)
300人以上	5 (1)		2		14	2			3 (2)	26 (3)
合計	74 (18)	9	23 (3)	30 (8)	② 56 (6)	41 (13)	48 (21)	25 (3)	60 (8)	② 366 (80)

#### 4. 業種別・性別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
男性	46 (11)	4	14 (1)	21 (8)	② 40 (6)	31 (10)	48 (21)	18 (2)	34 (4)	② 256 (63)
女性	28 (7)	5	9 (2)	9	16	10 (3)		7 (1)	26 (4)	110 (17)
合計	74 (18)	9	23 (3)	30 (8)	② 56 (6)	41 (13)	48 (21)	25 (3)	60 (8)	② 366 (80)

#### 5. 業種別・年齢別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
18歳未満										
18～19歳	1 (1)				2		2 (2)	3 (1)	2 (1)	10 (5)
20～29歳	22 (13)	1	6 (2)	11 (8)	11 (6)	16 (8)	21 (16)	9 (1)	21 (6)	118 (60)
30～39歳	19 (3)	3	5 (1)	6	13	10 (4)	12 (2)	7	12 (1)	87 (11)
40～49歳	9	2	4	6	11	4 (1)	7 (1)	2	9	54 (2)
50～59歳	16 (1)	2	8	6	① 13	5	4	4 (1)	8	① 66 (2)
60歳以上	7	1		1	① 6	6	2		8	① 31
合計	74 (18)	9	23 (3)	30 (8)	② 56 (6)	41 (13)	48 (21)	25 (3)	60 (8)	② 366 (80)

#### 6. 業種別・経験期間別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
1月未満		1			2	1	1		1	6
1月以上3月未満	7 (2)	1	3	2	9	5	8 (4)	2	4	41 (6)
3月以上半年未満	5 (2)	2	5	4	6 (1)	5 (2)	2	4 (1)	7 (1)	40 (7)
半年以上1年未満	7 (2)	1	2	6 (1)	7 (2)	4 (2)	8 (4)	4 (1)	9 (5)	48 (17)
1年以上3年未満	25 (11)	3	7 (3)	10 (6)	① 19 (1)	16 (8)	20 (12)	9 (1)	22 (2)	① 131 (44)
3年以上5年未満	7 (1)	1	4	3 (1)	7 (2)	3 (1)	4 (1)	2	7	38 (6)
5年以上10年未満	8		1	2		4	3	3	7	28
10年以上	15		1	3	① 6	3	2	1	3	① 34
合計	74 (18)	9	23 (3)	30 (8)	② 56 (6)	41 (13)	48 (21)	25 (3)	60 (8)	② 366 (80)

#### 7. 業種別・事故の型別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
墜落・転落	4 (1)	1			5	2	13 (5)	2	5	32 (6)
転倒	5	2	5		7	6 (1)	5 (3)	1	10	41 (4)
激突	2			4 (1)	2		4 (1)		3 (1)	15 (3)
飛来・落下	7 (2)		1	2 (1)	3 (1)	5 (1)	4 (3)	1		23 (8)
崩壊・倒壊					2 (1)	5	1	1		9 (1)
激突され	3	1	2	2	2	1 (1)	2 (1)	1	2 (1)	16 (3)
はさまれ、巻き込まれ	14 (4)	3	3 (2)	18 (3)	① 21 (3)	11 (6)	5 (2)	5 (1)	12 (4)	① 92 (25)
切れ、こすれ	26 (7)	2	3	4 (3)	1 (1)	5 (2)	9 (4)	5 (1)	5 (1)	60 (19)
踏み抜き									1	1
高温・低温物との接触	4 (3)				① 1	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	① 10 (7)
有害物等との接触									2	2
交通事故							1	4	4	9
動作の反動等	8		8 (1)		11	4	3 (1)	3	13	50 (2)
その他	1 (1)		1		1	1 (1)		1	1	6 (2)
合計	74 (18)	9	23 (3)	30 (8)	② 56 (6)	41 (13)	48 (21)	25 (3)	60 (8)	② 366 (80)

※1.労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷災害 ※2.○囲み数字は、死亡者数で内数 ※3.( )は、技能実習生死傷者数で内数

## Ⅱ 参 考 資 料

### 安全衛生管理体制の概要

		総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
選任すべき事業場	業種1	100人以上	50人以上	50人以上	10人～49人	/	50人以上	業種4～50人以上 その他-100人以上	50人以上
	業種2	300人以上	50人以上	50人以上	10人～49人	/	50人以上		50人以上
	業種3	1,000人以上	/	○50人以上	10人以上は安全推進者 <small>（ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照）</small>	10～49人	50人以上	/	50人以上
	業種5	300人以上	50人以上	○50人以上	10人～49人	/	50人以上	100人以上	50人以上
	業種6	1,000人以上	/	50人以上	10人以上は安全推進者 <small>（ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照）</small>	10～49人	50人以上	/	50人以上
行わせるべき業務 調査審議させるべき事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること</li> <li>② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること</li> <li>③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること</li> <li>④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること</li> <li>⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること</li> <li>⑥ 安衛法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること</li> <li>⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること</li> </ol>	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち  安全に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち  衛生に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務と同様	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること</li> <li>② 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること</li> <li>③ 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること</li> <li>④ 作業環境の維持管理に関すること</li> <li>⑤ 作業の管理に関すること</li> <li>⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること</li> <li>⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること</li> <li>⑧ 衛生教育に関すること</li> <li>⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること</li> <li>② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること</li> <li>③ 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項（安衛則第21条）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること</li> <li>② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること</li> <li>③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること</li> <li>④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項（安衛則第22条）</li> </ol>
資 格 者 委員とすべき者		事業場においてその事業の実施を統括管理する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 以下のいずれかに該当するもので厚生労働大臣の定める研修を修了した者                         <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 大学、高等専門学校の理科系統の学科卒業生で2年以上の産業安全の実務の経験者</li> <li>ロ 職業訓練大学校長課程卒業生で2年以上の産業安全の実務の経験者</li> <li>ハ 高等学校の理科系等の学科卒業生で4年以上の産業安全の実務の経験者</li> <li>ニ 大学、高等専門学校の理科系等以外の学科卒業生で4年以上の産業安全の実務の経験者</li> <li>ホ 高等学校の理科系統以外の学科卒業生で6年以上の産業安全の実務の経験者</li> <li>ヘ 7年以上産業安全の実務の経験者</li> </ul> </li> <li>② 安全コンサルタント</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 第一種衛生管理者</li> <li>② 第二種衛生管理者 ○印の業種に限る</li> <li>③ 衛生工学衛生管理者</li> <li>④ 医師</li> <li>⑤ 歯科医師</li> <li>⑥ 労働衛生コンサルタント</li> <li>⑦ ほかに厚生労働大臣が定める者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学、高専卒業で、1年以上安全衛生の実務経験を有する者</li> <li>② 高校卒業で、3年以上安全衛生の実務経験を有する者</li> <li>③ 5年以上安全衛生の実務経験を有する者</li> <li>④ 「安全衛生推進者養成講習」を修了した者</li> <li>⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学、高専卒業で、1年以上衛生の実務経験を有する者</li> <li>② 高校卒業で、3年以上衛生の実務経験を有する者</li> <li>③ 5年以上衛生の実務経験を有する者</li> <li>④ 「衛生推進者養成講習」を修了した者</li> <li>⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者</li> </ol>	医師法による医師であって、以下のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者</li> <li>② 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者</li> <li>③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の経験のある者</li> <li>④ 産業医として3年以上経験のある者（平成10年9月末時点）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等から事業者が指名した者</li> <li>② 安全管理者のうちから事業者が指名した者</li> <li>③ 安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者</li> </ol> <p>①以外の委員のうち半数以上は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦により指名する必要がある</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 左と同様</li> <li>② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者</li> <li>③ 産業医のうちから事業者が指名した者</li> <li>④ 衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者</li> </ol> <p>左と同様</p>
選任した場合の措置		労働基準監督署に選任報告を提出			氏名を事業場内の見やすい箇所に掲示する等により周知		労働基準監督署に選任報告を提出	議事録の作成及び議事録の内容の周知 安全衛生委員会とすることもできる	

業種1	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
-----	-------------------

業種2	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業
-----	---

業種3	業種1, 2, 5, 6以外の業種
-----	-------------------

業種4	林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業
-----	--

業種5	通信業、各種商品卸売業、各種商品小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業
-----	--

業種6	農畜水産業、医療業
-----	-----------

# 安全衛生教育の概要

災害防止対策は、安全衛生管理体制の確立の基本として、機械設備の高度な安全化、危険有害環境や作業方法の改善など物的要因のリスクの低減化を進めることが基本ですが、仮に高度な安全措置が講じられた機械設備の場合でも作業者の操作ミスによって災害が発生するおそれがあることから、安全教育は労働災害防止の実効を期すうえで不可欠なものです。

労働安全衛生法では、雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育などに対して行うべき安全衛生教育の教育事項が次のとおり定められています。

教育の内容	雇入れ時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること</li> <li>2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること</li> <li>3) 作業手順に関すること</li> <li>4) 作業開始時の点検に関すること</li> <li>5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること</li> <li>6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること</li> <li>7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること</li> <li>8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項</li> </ol> <p>ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の労働者については、1)から4)までの事項についての教育を省略することができる。</p>
	作業内容変更時	作業転換時や作業設備、作業方法等について変更があった場合、雇入れ時と同じ教育を行うこと
	危険有害業務従事者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務、動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス・シャーの安全装置、安全囲いの取り付け取り外し又は調整の業務、産業用ロボットの教示の業務など労働安全衛生規則(第36条)によって指定された危険有害業務については、それぞれの業務に応じ関係告示において定められた内容に従って、特別の教育を行わなければならない
	職長その他の現場監督者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること</li> <li>2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること</li> <li>3) 労働安全衛生法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること</li> <li>4) 異常時等における措置に関すること</li> <li>5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること</li> </ol>
教育時間	<p>教育時間は、対象業務及び教育内容によって定められています。</p> <p>労働安全衛生法では、危険有害業務に就かせようとする者に対する特別教育、職長その他の現場監督者の教育については、教育事項ごとに必要な教育時間が定められていますので、これによらなければならない。</p> <p>雇入れ時や作業内容に変更があった者に対する安全衛生教育は、就くべき業務の内容によって教育時間は異なることから、特に教育時間は定められていませんので、その業務を安全又は衛生を確保するために必要な内容及び時間を当てたらよいか十分に検討して適正な教育時間を計画してください。</p>	

# 作業主任者選任業務一覧表

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業	安法14条 令6条 安則16条	職務根拠	備考
1	高圧則10条	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業		高圧10条2項	
2	安則314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結又は9以下の容器で水素若しくは溶解アセチレンは400リットル以上、他は1,000リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務		安則315	可燃性ガス 令別表第1第5号参照
3	安則151の126	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 ① 原動機定格出力7.5kwを超えるもの ② 支間の斜距離の合計が350m以上のもの ③ 最大使用荷重が200kg以上のもの		安則151の127	平成26年6月1日から適用（平成26年5月31日までは安則513, 514）
4	ボ則24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー 技士免許 者等	ボイラー取扱業務（小型を除く→令1条4号） ① 特級＝伝熱面積合計500㎡以上（貫流のみは除く。） ② 1級以上＝伝熱面積合計25以上500㎡未満（貫流のみ500㎡以上） ③ 2級以上＝伝熱面積合計25㎡未満 ④ 技能講習以上＝令6条16号イからニまでのボイラー		ボ則25	
5	電離則46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線業務ただし医療用又は波高値による定格電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置使用は除く。 ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ② エックス線管、ケントロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務		電離47	電離第48条により診療放射線技士等資格者は申請により試験免除有
5の2	電離則52の2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業		電離52の3	電離52の4 同上
6	安則129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーター 合計5台以上 ただし、自動送材車式帯のこを含む場合 3台以上		安則130	
7	安則133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上		安則134	
8	安則297	乾燥設備作業主任者	同上	① 乾燥設備内容積1㎡以上（令別表第1危険物） ② 危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用		安則298	具体的には 令6条及び通達
8の2	安則321の3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業		安則321の4	
9	安則359	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削		安則360	
10	安則374	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし		安則375	
10の2	安則383の2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等掘削、ずり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付		安則383の3	
10の3	安則383の4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等覆工（ずい道型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設		安則383の5	
11	安則403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削高さ2m以上（採石法2条の岩石の採取のための掘削）		安則404	
12	安則428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上、はい付、くずし（除く ばら物荷、荷役機運転のみ）		安則429	
13	安則450	船舶荷役作業主任者	同上	船舶荷積卸し、船舶内荷移動（除く 500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業）		安則451	
14	安則246	型枠支保工の組立て等作業主任者	同上	型枠支保工の組立、解体（除く 建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁）		安則247	
15	安則565	足場の組立て等作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さ5m以上の足場の組立、解体、変更（除く ゴンドラのつり足場）		安則566	
15の2	安則517の4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み又は塔（高さ5m以上）の組立、解体、変更		安則517の5	
15の3	安則517の8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの（高さが5m以上又は橋梁支間30m以上）の架設、解体又は変更		安則517の9	
15の4	安則517の12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	木造建築（軒の高さ5m以上）の部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付		安則517の13	
15の5	安則517の17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	コンクリート造工作物（高さ5m以上）の解体、破壊		安則517の18	
16	安則517の22	コンクリート橋架設等作業主任者	同上	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの（高さ5m以上又は橋梁支間30m以上）の架設又は変更		安則517の23	
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作業主任者	化学設備は化学一圧技能それ以外はボイラー技士、化学一圧・普通一圧技能講習	第一種圧力容器の取扱作業（除く 令1条6号の小型圧力容器及び令6条17号イ・ロ）		ボ則63	化学設備 令15条5号
18	特化則27	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	技能講習	令別表第3に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業		特化則28	
18	特化則27 2項	金属アーク溶接等作業主任者	同上	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業		特化則28の2	令和6年1月1日から適用
19	鉛則33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで（除く 遠隔操作）		鉛則34	
20	四アル則14	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル鉛等業務1号～6号、8号		四アル則15	
21	酸欠則11	酸素欠乏危険作業主任者	同上	令別表第6の第1種酸欠危険場所		酸欠則11条2項	
	酸欠則11	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	同上	同上（第1種及び、第2種酸欠危険場所）		同上	
22	有機則19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造、取扱い作業		有機則19条の2	政令 53.6.5 施行 55.8.31
23	石綿則19	石綿作業主任者	同上	特定石綿等の製造、取扱い作業		石綿則20	

# 資格が必要な業務(免許・技能講習)一覧表

令20条号別	就業制限の業務	安法 61条 安令 20条	就業が認められる資格 (安則41条 別表3)	特別教育業務 安法 59条 安則 36条	備考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>発破技士免許</li> <li>火薬類取扱保安責任者免許</li> <li>保安技術職員国家試験                             <ul style="list-style-type: none"> <li>甲、乙、丁上級保安技</li> <li>甲、乙発破係員</li> <li>甲、丁坑外保安</li> <li>甲、乙、丁坑内保安</li> </ul> </li> </ul>		
2	揚貨装置運転	制限荷重5トン以上の運転の業務(船用デリック、クレーン)	揚貨装置運転免許	・5トン未満	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令1条4号の小型除く。)	ボイラー技士免許(特、1、2級)	・小型ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝熱面積の合計500㎡以上 特級</li> <li>25～500㎡未満 1級以上</li> <li>等作業主任者留意</li> <li>①～④定義は令6条</li> <li>16号イ～ニ</li> <li>伝熱面積の計算方式に留意</li> </ul>
		次のいずれか ① 胴内径750mm以下で、かつその長さが1,300mmの蒸気ボイラー ② 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ③ 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ④ 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー ボ則23-2 (気水分離器を有するもの内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラー技士免許(特、1、2級)</li> <li>ボイラー取扱技能講習</li> </ul>		
4	ボイラー・第一種圧力容器溶接 (ボ則9、55)	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力容器を除く。)	特別ボイラー溶接士免許		
		ボ則9条、55条但書 イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ロ 管台、フランジ等を取り付ける溶接	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別ボイラー溶接士免許</li> <li>普通ボイラー溶接士免許</li> </ul>		
5	ボイラー・第一種圧力容器整備 (ボ則35、70)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ボイラー(小型ボイラー及び上記3の①～④のボイラーを除く。)</li> <li>② 第一種圧力容器(小型圧力容器若しくは令1条5号のイに該当するものうち内容積5㎡以下のもの又はロ～ニに該当するものうち内容積1㎡以下のものを除く。)</li> </ul>	ボイラー整備士免許		
6	クレーン運転 (ク則22)	つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満	
		つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務(床上運転式)	クレーン・デリック運転士免許(限定)		
		つり上げ荷重が5トン以上で、床上操作により荷とともに運転者が移動する方式(こ線テルハは除く。)	床上操作式クレーン運転技能講習		
7	移動式クレーン (ク則68)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務	移動式クレーン運転士免許	・1トン未満	
		つり上げ荷重1トン以上5トン未満の運転の業務	小型移動式クレーン運転技能講習		
8	デリック (ク則108条)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満	
9	潜水業務 (高圧則12条)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水土免許	・潜水作業への送気・調節等の業務	
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス溶接作業主任者免許</li> <li>ガス溶接技能講習</li> </ul>		
11	フォークリフト	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォークリフト運転技能講習</li> <li>他 職訓有</li> </ul>	・1トン未満	
12	建設機械	機体重量3トン以上の運転の業務(道路走行は道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込用機械) ①ブルドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ざり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー ・別表7の2号(掘削用機械) ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械運転技能講習(整地、運搬、積込、掘削用)</li> <li>その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等あり</li> </ul>	・3トン未満	53.1.1前の規則による講習修了者には新安規第81条により、修了者とみなされる
		・別表7の3号(基礎工用機械)(機体重量3トン以上) ①くい打機②くい抜機③アース・ドリル④リバース・サーキュレーション・ドリル⑤せん孔機⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械運転技能講習(基礎工用)</li> <li>その他上欄同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3トン未満</li> <li>・自走できないもの</li> <li>・自走できるものの作業装置の操作</li> </ul>	
		・別表7の6号(解体用機械)(機体重量3トン以上) ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機 ※②～④までは、平成25年7月1日～適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械運転技能講習(解体用)</li> <li>車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習</li> <li>その他上欄に同じ</li> </ul>	・3トン未満	
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ショベルローダー等運転技能講習</li> <li>他 職訓等有</li> </ul>	・1トン未満	
14	不整地運搬車	最大積載量が1トン以上の運転の業務	不整地運搬車運転技能講習	・1トン未満	
15	高所作業車	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務	高所作業車運転技能講習	・10メートル未満	
16	玉掛け	1トン以上の揚貨装置・つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉掛け技能講習</li> <li>(注)揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転士免許</li> <li>その他職訓あり</li> </ul>	・1トン未満	(注)53.10.1以降の資格者は認められない

# 特別教育を必要とする危険有害業務の一覧表

安 則 36 号 別	対 象 業 務 安法 59条 安則 36条	就業制限（法61） 作業主任者（法14） との関連	教育内容等		備 考
			教は告示92号 改正S52.12.27 第11号を示す		
1	研削といしの取替、取替時試運転業務		教 1、2条		
2	動力プレス機の金型、シャアの刃部又はプレス機、シャアの安全装置、安全囲の取付け、取外し又は調整業務	・5台以上作業主任者	教 3条		
3	アーク溶接業務	・ボイラー、第一種圧 免許	教 4条		
4	高圧（直流750V、交流600～7,000V以下）特別高圧（7,000V超）の活線等の業務 低圧含 詳細は36条4号参照		教 5、6条		
4の2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務		教 6条の2		令和元年10月1日施行
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転業務（他に道交法適用）	・1トン以上技能講習	教 7条		
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転（他に道交法適用）	・1トン以上技能講習	教 7条の2		
5の3	最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転業務（他に道交法適用）	・1トン以上技能講習	教 7条の3		
5の4	テールゲートリフターの操作の業務		教 7条の4		令和6年2月1日施行
6	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転	・5トン以上免許	教 8条		
6の2	伐木等機械		教 8条の2		
6の3	走行集材機械		教 8条の3		
7	機械集材装置運転（集材機、架線、搬器、支柱及び付属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備）	・林業架線作業主任者	教 9条		
7の2	簡易架線集材装置又は架線集材機械		教 9条の2		
8	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務		教 10条		令和元年8月1日施行
9	機体重量3トン未満不特定場所自走できるものの運転（道交法適用も有） ・令別表7の1号（整地、運搬、積込機） ①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ざり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー ・令別表7の2号（掘削機） ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシエル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・令別表7の3号（基礎工事機） ①くい打機 ②くい抜機 ③アース・ドリル ④リバース・サーキュレーション・ドリル ⑤せん孔機 ⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン ・令別表7の6号（解体用機） ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機 ※②～④までは、平成25年7月1日～適用	・3トン以上技能講習	整地、運搬、積込、掘削 教 11条  基礎工事 教 11条の2  解体 教 11条の3	小型車両系建設機械 〔 整地、運搬、積込、掘削 〕 〔 基礎工事 〕 〔 解体用 〕 に分かれている。 平成25年6月30日以前に開始された教育は①のみ	
9の2	令別表7の3号（基礎工事機、上記参考）自走できないもの		教 11条の3		
9の3	同 上（同上）自走できるものの作業装置の操作		教 11条の4		
10	令別表7の4号（締固め用機械）ローラー運転業務（道交法有）		教 12条		
10の2	令別表7の5号（コンクリートポンプ車）の運転の業務		教 12条の2		
10の3	ボーリングマシンの運転の業務		教 12条の3		
10の4	建設工事の作業におけるジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務		教 12条の4		
10の5	作業床の高さが2メートル以上10メートル未満の高所作業車の運転の業務	・10メートル以上技能講習	教 13条		
11	動力巻上機運転業務（電気ホイスト等。但しゴンドラは除く）		教 13条		
13	令15条第8号の軌道装置等運転業務（除く 地方鉄道法、軌道法）		教 15条		
14	小型ボイラー取扱業務（令第1条4号の小型ボイラー）	・免許 ・ボ則23条 該当ボイラーは技講	ボ 92条 ボ教告示115号		
15	クレーン 運 転 1. つり上げ荷重5トン未満 2. こ線テルハ（5トン以上）	・免 許	ク 21条 ク教告示118号		
16	移動式クレーン1トン未満（道交法適用有）	・免 許	ク 67条 ク教告示118号		
17	デリック5トン未満	・免 許	ク 107条 ク教告示118号		
18	建設用リフト		ク 183条 ク教告示118号		
19	玉掛け（1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック）	・1トン以上技能講習	ク 222条 ク教告示118号		
20	ゴンドラ操作		ゴ 12条 ゴ教告示121号		
20の2	作業室、気室へ送気のための空気圧縮機運転	内部作業は作業主任者	高圧 11条1号 高圧教告示11号		
21	高圧室への送気の調節業務	同 上	高圧 11条2号 同 上		
22	気室へ送気、排気の調整を行うバルブ、コック操作	同 上	高圧 11条3号 同 上		
23	潜水作業への送気の調節を行うバルブ、コック操作	潜水業務は免許等	高圧 11条4号 同 上		
24	再圧室操作業務		高圧 11条5号 同 上		
24の2	高圧室内作業に係る業務		高圧 11条6号 同 上		
25	四アルキル鉛業務（令別表5の四アルキル鉛）	作業主任者	四アル 21条 教告示125号		
26	酸素欠乏危険作業に係る業務	作業主任者	酸欠 12条 教告示132号		
27	特殊化学設備の取扱い、整備、修理業務（令20条5号第一種圧整備除く。）		教 16条		
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務	作業主任者	電離 52条5		
28の2	加工施設又は使用施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務		電離 52条6		
28の3	原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務		電離 52条7		
28の4	事故由来廃棄物等の処分の業務		電離 52条8		
28の5	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務		電離 52条9		
29	粉じん障害防止規則第2条1項3号の特定粉じん作業		54.7.23 告示68号		
30	ずい道等の掘削作業、ざり資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業	作業主任者	教 17条		
31	産業用ロボットの教示等の業務		教 18条		
32	産業用ロボットの検査、修理、調整等の業務		教 19条		
33	自動車（二輪車を除く。）タイヤの組立に係る空気充てん業務		教 20条		
34	廃棄物の焼却施設においてばいじん等を取り扱う業務				
35	廃棄物焼却炉等の設備の保守点検等の業務		教 21条		
36	廃棄物焼却炉等の設備の解体等の業務等				
37	石綿使用建築物等の解体等の業務	作業主任者、石綿除去現場管理者教育	石綿 27条 石綿教告示132号		
38	特定線量下業務		除染則第25条の8		
39	足場の組立て等の業務	高さ5メートル以上は作業主任者が必要	教 22条		
40	ロープ高所作業に係る業務		教 23条		平成28年7月1日施行
41	高さ2メートルで作業床を設けられない場所におけるフルハーネス型の墜落制止用器具を使用する業務		教 24条		平成31年2月1日施行



## 定期に自主検査を必要とする機械等一覧表

定期自主検査を行うべき機械等 (安衛法45条) (記録は3年間保存)	検 査 を 行 う 時 期			
	作業開始時 (使用開始時)	月 1 回	年 1 回	そ の 他
1 ボ イ ラ ー		ボ則32		(性) 1年に1回
2 第 一 種 圧 力 容 器		ボ則67		(性) 1年に1回
3 クレーン (0.5 t 以上)	ク則36	ク則35	ク則34	(性) (3 t 以上) 2年に1回
4 移動式クレーン(0.5 t 以上)	ク則78	ク則77	ク則76	(性) (3 t 以上) 2年に1回
5 デリック (0.5 t 以上)	ク則121	ク則120	ク則119	(性) (2 t 以上) 2年に1回
6 エレベーター (0.25 t 以上)		ク則155	ク則154	(性) (1 t 以上) 1年に1回
7 建設用リフト(高さ10m以上)	ク則193	ク則192		
8 ゴ ン ド ラ	ゴ則22	ゴ則21		(性) 1年に1回
9 第 二 種 圧 力 容 器			ボ則88	
10 動 力 プ レ ス 機 械	安規136		安規134の3	(特) 安規135の3
11 フォークリフト	安規151の25	安規151の22	安規151の21	(特) 安規151の24
12 車 両 系 建 設 機 械	安規170	安規168	安規167	(特) 安規169の2
13 小 型 ボ イ ラ ー			ボ則94	
14 小 型 圧 力 容 器			ボ則94	
15 簡易リフト (0.25 t 以上)	ク則210	ク則209	ク則208	
16 動 力 シ ャ ー	安規136		安規135	
17 動 力 遠 心 機 械			安規141	
18 化 学 設 備 等	安規277		(2年に1回) 安規276	
19 アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安規317	
20 乾 燥 設 備			安規299	
21 局 所 排 気 装 置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20 鉛則35 特化則30 粉じん則17 石綿則22	制御風速に留意
22 プッシュプル型換気装置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20の2 鉛則35 粉じん則 17 特化則30 石綿則22	
23 特 定 化 学 設 備 等	特化則34		(2年に1回) 特化則31	
24 ショベルローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
25 フォークローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
26 ストラドルキャリアー	安規151の41	安規151の39	安規151の38	
27 ガンマ線照射装置(透過撮影)	電離則18の8	電離則18の5	(6月に1回) 電離則18の6	
28 不 整 地 運 搬 車	安規151の57	安規151の54	(2年に1回) 安規151の56	(特) 安規151の56
29 高 所 作 業 車	安規194の27	安規194の24	安規194の23	(特) 安規194の26
30 車 両 系 木 材 伐 出 機 械	安規151の110	(注)安規151の109	(注)安規151の108	(注)安規151の108, 151の 109は努力義務

(注) ① 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略。

② (性) は性能検査を表す。

③ (特) は特定自主検査を表す。

④ 「30 車両系木材伐出機械」は平成26年6月1日から適用

# 特定自主検査業者登録一覧（静岡労働局長登録検査業者）

令和8年5月11日現在

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機械の種類								
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機（整地・運搬等）	建機（基礎工事用）	建機（締固め用）	建機（コンクリート）	高所作業車	
浜松	117	(有)牧野自動車工業所	湖西市鷺津454-1	053-576-0669		○							
浜松	198	(有)武永機械	浜松市中央区芳川町524	053-425-2020	○								
浜松	271	大丸自動車工業(株)	浜松市中央区西島町314-2	053-426-1607		○							○
浜松	226	(株)ハマキョウレックス	浜松市中央区寺脇町1701-1	053-444-0055		○							
浜松	43	(株)中田重機	浜松市中央区大柳町372-1	053-425-1225		○	○	○	○	○			○
浜松	2	浜松小松フォークリフト(株)	浜松市中央区桜台1-6-15	053-430-1149		○	○	○					
浜松	39	田川産業(株)	浜松市中央区大人見町1851	053-485-6221			○	○		○			
浜松	30	(株)浜松建販	浜松市中央区貴平町408-2	053-433-3430			○	○	○	○			
浜松	67	太田義尾機械工業(株)	浜松市中央区有玉北町735	053-434-4988	○								
浜松	223	(株)浜松建産	浜松市中央区西山町2482-5	053-485-2221			○	○	○	○			
浜松	274	(有)エムワイ商会	浜松市中央区神ヶ谷町9162-8	053-485-5266		○							
浜松	275	東海交通機械(株)浜松工場支店	浜松市中央区東伊場2-19-7	053-413-0455		○							○
浜松	87	(株)小西自動車	浜松市中央区東伊場2丁目16-6	053-456-1147		○							
浜松	280	浜松地区運送事業協同組合	浜松市中央区大原町24-1	053-438-4870		○							○
浜松	272	(株)ビーフラット	浜松市中央区三方原町314-1	053-482-8407		○							
浜松	199	(株)新富田自動車工場	浜松市中央区西丘町1007-2	053-437-4103									○
浜松	212	(有)ミナモト自工	浜松市中央区西丘町554-1	053-438-2555		○	○	○					○
浜松	153	(株)アクト	浜松市中央区高丘西3-2-18	053-438-0862		○	○	○	○	○			○
浜松	3	東海シンコーリフト(株)	浜松市中央区和合町221	053-471-6411		○							
浜松	233	(株)浜松山福	浜松市中央区下石田町1114	053-421-7533				○					
浜松	51	大興産業(株)	浜松市中央区安間町264-1	053-421-3551		○	○	○	○	○	○	○	○
浜松	224	坂井モーター(株)	浜松市中央区和田町632	053-463-7211								○	
浜松	220	豊永自動車工業(株)	浜松市中央区飯田町1191-2	053-425-3403		○			○				○
浜松	88	(株)フォークリフト静岡	浜松市中央区飯田町1392	053-425-3320		○							
浜松	119	(株)アート商会	浜松市中央区篠ヶ瀬町1349	053-463-2311		○							○
浜松	191	(株)福沢自動車	浜松市中央区原島町566-1	053-463-0323					○				○
浜松	122	(株)協和モータース	浜松市中央区中田町272-2	053-461-9292		○							
浜松	42	スズキ機械産業(株)	浜松市浜名区中瀬7559-1	053-588-0150			○	○		○			
浜松	283	(有)松野エクスプレス	浜松市浜名区根堅1460-1	053-588-2317		○							
浜松	229	(株)西尾商店	浜松市浜名区平口5546-1	053-586-3805			○	○	○	○			
磐田	35	中遠機械(株)	掛川市成滝458-1	0537-22-7138		○	○	○	○	○			○
磐田	129	(有)太田重工	袋井市大谷191-1	0538-48-8529			○	○	○	○			
磐田	265	(株)大王	袋井市徳光139-1	0538-42-8932	○								
磐田	74	(株)袋井フォークリフト販売	袋井市川井1146	0538-42-1236		○	○	○					
磐田	178	日本鍛圧機械商事(株)	袋井市堀越1655-5	0538-67-8910	○								
磐田	60	静岡県車輜サービス(株)	袋井市堀越461	0538-42-6131		○							
磐田	195	(株)遠興	掛川市横須賀1409-2	0537-72-2188		○							
磐田	263	(有)アスカクレーン	掛川市国安2274	0537-72-6621									○
磐田	168	東海ジーゼル(株)	御前崎市佐倉4251-1	0537-86-8238		○	○	○	○	○			○

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機械の種類							
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機(整地・運搬等)	建機(基礎工事用)	建機(締固め用)	建機(コンクリート)	高所作業車
磐田	57	マルオ建機サービス	磐田市新貝2丁目20-2	0538-34-2876			○	○		○		
磐田	264	NTNテクニカルサービス(株)磐田事業所	磐田市東貝塚1578	0538-37-8070		○						
磐田	142	(有)イケヤ重機	磐田市南平松11-7	0538-59-2140				○	○	○		
磐田	285	(株)リフトワークス	磐田市掛塚2632-3	0538-67-8017		○						
磐田	158	(有)柴田整備	磐田市掛塚字竜光寺3119-3	0538-66-3101		○		○				
磐田	162	(株)塚本	磐田市東名31	0538-34-5463			○	○		○		
磐田	187	(株)天龍コーポレーション	磐田市小立野528	0538-32-8241		○						○
磐田	155	静建サービス(株)	菊川市半済784-1	0537-36-5010		○	○	○	○	○		○
島田	259	(株)さつき自動車	牧之原市鬼女新田588-1	0548-87-2236		○						
島田	194	(株)カーメイト松下	牧之原市新庄530-1	0548-58-0318		○	○	○				
島田	249	(有)岩本塗装工業	藤枝市下之郷1627-9	054-345-1332								○
島田	50	(株)増田特殊車輛	焼津市中里366	054-626-1155		○	○	○	○	○	○	○
島田	103	(株)静岡建機	焼津市石脇下203	054-627-6934				○		○		
島田	251	(株)田澤建機	焼津市五ヶ堀之内309	054-620-9330				○	○	○	○	
島田	190	テクノ	焼津市保福島520	054-631-9770	○							
島田	200	(有)大場機械	焼津市大覚寺130-2	054-629-3305				○				
島田	99	(株)ケンサンキ	焼津市越後島337	054-621-5005		○	○	○	○	○		○
島田	130	笹島建設(株)	焼津市越後島490-1	054-627-2229				○				
島田	293	(株)マルトシ青木	藤枝市青木2丁目18-5	054-643-1608		○						
島田	273	(株)カーケア東海	藤枝市平島766-2	054-644-4656		○		○				
島田	4	(株)駿河建機	藤枝市平島810	054-646-3000			○	○	○	○		
島田	12	静岡特殊車輛販売(株)	藤枝市青南町1丁目15-5	054-634-0881		○	○	○	○	○		○
島田	62	ジェイエイ大井川シャネン(株)	藤枝市緑の丘1-1	054-646-5157		○						
島田	126	数野自動車(株)	藤枝市水上31-1	054-641-0402		○						○
島田	287	(株)S・R・T工業	藤枝市中ノ合217-1	054-631-9680			○	○		○		
島田	97	(有)中部荷役車輛サービス	島田市河原1-6-41	0547-37-3470		○						
島田	100	島田モーターサービス(株)	島田市向島2960-5	0547-37-6227		○	○	○				
島田	63	(株)落合自動車	島田市御飯屋町8801-1	0547-35-6565		○			○			○
島田	270	山岸運送(株)	島田市大柳266	0547-38-3145		○						
島田	216	(有)稲村建機	島田市佐夜鹿75-5	0547-45-3989			○	○		○		
島田	110	(有)スンエン建機	島田市川根町身成3288-7	0547-53-3911		○	○	○	○	○		
島田	156	(有)森下自動車	榛原郡川根本町東藤川952-3	0547-59-3186				○				
静岡	144	(株)マルマサ機工	静岡市葵区東千代田3丁目7-9	054-261-8830			○	○				
静岡	16	(株)シズケン	静岡市葵区古庄1-8-57	054-261-1201		○		○				
静岡	69	(株)小野寺自動車工業	静岡市葵区沓谷5丁目9-10	054-261-3241		○			○			○
静岡	17	トヨタエルアンドエフ静岡(株)	静岡市葵区日出町9-12	054-251-0333		○		○				○
静岡	1	(公益社)静岡県労働基準協会連合会	静岡市葵区鷹匠2-17-5	054-254-1012	○							
静岡	107	(有)三洋機販	静岡市葵区瀬名川1-26-84	054-262-6662			○	○		○		
静岡	284	(株)熊谷工業	静岡市葵区牧ヶ谷2044-1	054-277-1136			○	○				
静岡	213	(有)マツテックサービス	静岡市葵区牧ヶ谷2103	054-278-5544		○	○	○	○	○		○
静岡	77	第一建機工業(株)	静岡市葵区牧ヶ谷2420-1	054-277-1220			○	○		○		
静岡	8	静岡産業(株)	静岡市駿河区丸子3-12-96	054-259-1768		○	○	○	○	○		

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機械の種類							
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機(整地・運搬等)	建機(基礎工事用)	建機(締固め用)	建機(コンクリート)	高所作業車
静岡	11	静岡小松フォークリフト(株)	静岡市駿河区北丸子1-31-4	054-259-5102		○		○				
静岡	235	南條機械	静岡市駿河区用宗小石町3-8	054-258-5361				○				
静岡	256	春日整備(株)	静岡市駿河区中吉田19-12	054-267-7737					○			○
静岡	189	東光自動車工業(株)	静岡市駿河区栗原2-50	054-261-2171							○	○
静岡	165	(有)大長建機	静岡市駿河区中島1393-1	054-285-1552				○				
静岡	132	(株)ニッカン	静岡市清水区蒲原161	054-385-2522		○						
静岡	91	(有)宏和工業モータース	静岡市清水区蒲原4-15-5	054-385-6145		○						
静岡	136	(有)仲澤自動車工業所	静岡市清水区蒲原4999-13	054-388-2367		○						
静岡	172	ヘイセイ車輛サービス	静岡市清水区押切1026-21	054-348-7075		○						
静岡	89	大甲自動車工業(株)	静岡市清水区東大曲町6-20	054-366-4185		○						
静岡	252	(有)コトブキ	静岡市清水区堀込542	054-345-0058								○
静岡	236	(有)オートサービス日昇	静岡市清水区半左衛門新田26-1	054-347-4139		○						
静岡	93	(株)清水日産自動車商会	静岡市清水区七ツ新屋439-1	054-345-3555		○						
静岡	282	丸三自動車設備(株)	静岡市清水区興津中町873-2	054-397-1521		○						
静岡	250	鈴与コンテナエンジニアリング(株)	静岡市清水区興津清見寺町1380	054-395-8701		○						
静岡	246	(株)Jーパック	静岡市清水区新港町2	054-354-0706		○						
静岡	75	金沢自動車	静岡市清水区青葉町12-4	054-351-1177		○						
静岡	208	鈴与オートテックサービス(株)	静岡市清水区折戸1-1-16	054-334-8011		○		○		○		○
静岡	66	(有)石井自動車整備工場	静岡市清水区村松原1丁目3-20	054-334-2537		○						
富士	266	ミナミリフト	富士市松岡1457-59	0545-66-4355		○						
富士	245	富士センコー運輸(株)	富士市大野新田154-1	0545-61-5751		○						
富士	232	弘栄車輛(株)	富士市宮島848-2	0545-63-7220		○		○				
富士	37	(株)鈴木自動車	富士市今泉623-1	0545-52-4095		○					○	○
富士	52	田子の浦埠頭(株)	富士市鈴川町2-1	0545-33-3111		○		○				
富士	161	駿河フォークリフト	富士市八代町8-55	0545-52-7383		○						
富士	211	フジ建機リース(株)	富士市伝法663-1	0545-72-1450			○	○	○	○		
富士	292	(株)U n i b i r t h	富士市大淵224-9	090-4468-7174		○						
富士	210	渡辺モータース	富士市大淵3378-1	0545-35-0150					○			○
富士	261	エムテックサービス(株)	富士市中野162-20	0545-35-5248			○	○			○	○
富士	181	高橋フォークリフト	富士市比奈1479-2	0545-34-1307		○						
富士	295	(有)富士山林メンテナンス	富士市富士見台7-5-26	0545-22-5658			○	○				
富士	203	望月フォークリフト	富士宮市万野原新田2914-12	0544-22-0631		○						
富士	197	(株)アミノ	富士宮市三園平555	0544-23-5804	○							
富士	244	(株)アトラスサービス	富士宮市小泉1452-6	0544-24-5424		○	○	○				
富士	7	(株)トモエ商会	富士宮市浅間町10-1	0544-27-5151		○		○				
富士	290	イシカワ.メンテナンス	富士宮市弓沢町445-27	0544-21-3722		○		○				
富士	85	山本デーゼル工業(株)	富士宮市弓沢町487	0544-27-6611		○						○
富士	277	(有)松井機械	富士市久沢2-10-6	0545-71-4340	○							
富士	217	(有)ナカジマインスペック	富士市中之郷2679-4	0545-56-2271	○							
沼津	288	(株)東静岡サービス	沼津市大岡2741-1	055-922-7250		○						
沼津	242	沼津特殊車輛	沼津市大岡3279-11	090-3250-7414		○						
沼津	201	(株)片岡屋	沼津市柳町3-11	055-921-6131		○	○	○	○	○		

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機械の種類								
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機(整地・運搬等)	建機(基礎工事用)	建機(締固め用)	建機(コンクリート)	高所作業車	
沼津	267	(有)桜井建機サービス	沼津市寿町5-29	055-923-2606			○	○					
沼津	185	(株)トモエ自工	沼津市一本松737-2	055-966-7123				○	○				○
沼津	108	(株)志村自動車	沼津市西間門64-1	055-955-7123		○							
沼津	160	(有)三栄自動車	駿東郡清水町伏見621-5	055-975-1143		○							○
三島	84	(株)飯島自動車	三島市川原ヶ谷548	055-975-3527		○							
三島	116	伊豆箱根バス(株)	三島市大場300	055-977-3873		○							
三島	258	鈴木自動車総業(株)	三島市梅名313-3	055-977-1181				○					
三島	33	サンケンリース(株)	三島市梅名787-3	055-977-2339		○	○	○					
三島	183	駿豆通運倉庫(株)	三島市八反畑字壺丁田144-1	055-975-6767									○
三島	58	(有)渡辺自動車工業	三島市平田159-5	055-971-6675		○			○				○
三島	286	(株)幸伸技研	三島市松本108-1	055-977-3211	○								
三島	186	(株)トクショー機械	伊東市富戸1317-5298	0557-51-0370		○	○	○	○	○			
三島	214	(株)信成機械	伊東市鎌田字川洞1284-8	0557-36-6037		○	○	○	○	○			
三島	120	(株)伊鈴商会	下田市東本郷町2-7-24	0558-22-1096		○	○	○	○	○			○
三島	180	(有)東海機工	田方郡函南町桑原376	055-978-2542			○	○					
三島	262	(株)駿東	田方郡函南町塚本31-1	055-978-2715		○							○

## 特定自主検査とは

動力プレス・車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回）、定期的に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。

### ■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。



# ボイラー実技講習実施団体

令和8年4月1日

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本ボイラー協会 静岡支部	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ 7F 702号室	054(285)1086

(注) 2級ボイラー技士免許資格を得るための講習実施予定の団体名簿です。

# 試験機関・実技教習を実施できる機関の一覧表

令和8年4月1日

名 称	所 在 地	電 話	試験・教習・科目
(公財)安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5	0562(33)1161	特級ボイラー技士 一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士 ボイラー整備士 クレーン・デリック運転士 潜水士 移動式クレーン運転士 揚貨装置運転士 発破技士
同 上 関東安全衛生技術センター	千葉県市原市 能満2089	0436(75)1141	ガス溶接作業主任者 林業架線作業主任者 エックス線作業主任者 ガンマ線透過写真撮影作業主任者 高圧室内作業主任者 衛生管理者(第1種、第2種) 作業環境測定士(第1種、第2種)
同 上 関東安全衛生技術センター 東京試験場(学科のみ)	東京都港区 海岸1丁目11-1 ニューピア竹芝 ノースタワー21階	03(6432)0461	
(株)掛川自動車学校 掛川クレーン学校	静岡県掛川市 大池655	0537(22)9010	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(株)PCT 神奈川(あやせ)教習所	神奈川県綾瀬市 早川2771-9	0467(78)7741	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
コマツ教習所(株) 神奈川センタ	神奈川県川崎市 川崎区中瀬3-20-1	044(287)2071	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
住友建機販売(株) 住友建機教習所愛知教習センター	愛知県刈谷市 一里山町深田1-1	0566(35)1311	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
コマツ教習所(株) 愛知センタ	愛知県一宮市 朝日1-4-1	0586(26)4111	クレーン運転実技教習
(株)シグマ 東京クレーン学校	東京都葛飾区 東立石1-3-16	0120(563)903	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(株)佐倉クレーン学校 佐倉校	千葉県佐倉市 石川577-1	043(485)2172	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(一財)江南クレーン教習所	埼玉県熊谷市成沢 893	048(539)0877	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(一社)中部労働技能教習 センター	長野県飯田市 下殿岡478-1	0265(25)4444	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習

**(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会  
静岡支部の業務部会会員名簿  
「安全衛生なんでも相談」**

中小規模事業場における労働災害防止を図るため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部において「安全衛生相談窓口」が開設されています。

相談は無料で、窓口では労働安全衛生のプロである「労働安全衛生コンサルタント」が応じています。  
電話でもご相談できます。

<b>静岡労働安全衛生相談センター</b>	
〒420-0839	
静岡市葵区鷹匠2-17-5 (静岡県労働基準協会連合会内)	
電話/Fax <b>054-253-5857</b>	E-mail <a href="mailto:shizu_aneicon@yahoo.co.jp">shizu_aneicon@yahoo.co.jp</a>
窓口開設日と時間 <b>毎週 火・木 13時から16時まで</b>	

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員は以下のとおりです。

**(1) 労働安全コンサルタント**

令和7年7月21日

氏名	登録種別	連	絡	先	電話番号	備考
青柳 廣	化学	〒424-0841	静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所		054-364-1973	※
大嶽 陽一	電気	〒410-0302	沼津市東椎路1696-3 大嶽労働安全コンサルタント事務所		055-921-7015	
岡本 徹	電気	〒426-0061	藤枝市田沼3-26-7 岡本労働安全コンサルタント事務所		090-4406-9550	
勝又 幸雄	機械	〒410-1104	裾野市今里868		055-997-1706	
金井 厚雄	機械	〒438-0805	磐田市池田1142-1 オフィス・カナイ		080-1618-2899	
川嶋 幾夫	土木	〒420-0046	静岡市葵区吉野町四-七		080-6369-8378	
川瀬 幸嗣	電気	〒432-8061	浜松市中央区入野町10765		053-447-1227	※
久保田 英之	化学	〒421-0103	静岡市駿河区丸子5丁目20-20		054-258-2500	※
小久保 優	土木	〒421-0122	静岡市駿河区用宗2-8-17 小久保都市計画事務所		054-253-1419	
坂本 典正	土木	〒426-0071	藤枝市志太1丁目1-8 pine village(株)労働安全コンサルタント事務所		090-5085-4702	
土屋 眞知子	化学	〒435-0052	浜松市東区天王町1277-1-202 土屋眞知子コンサルタントオフィス		053-422-3941	※
中村 晋也	機械	〒434-0004	浜松市浜名区宮口3822-3 中村晋也技術士事務所		080-8495-4981	
奈木 勉	機械	〒410-0312	沼津市原919-12 奈木労働安全コンサルタント事務所		090-2945-9216	
西川 哲義	建築	〒436-0013	掛川市子隣283-27 西川労働安全コンサルタント事務所		0537-21-0675	
西山 正則	機械	〒433-8124	浜松市中区泉3丁目22-21 エスプロ エンジニアリング		090-6593-5362	
堀田 正嘉	機械	〒420-0912	静岡市葵区東瀬名町2-19 社会保険労務士法人 静岡葵事務所		054-265-2344	
馬淵 大幾	建築	〒439-0018	菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所		070-1617-3456	※
目黒 輝久	化学	〒419-0201	富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサルタント事務所		090-8181-9836	※
山田 治男	土木	〒421-1212	静岡市葵区千代2-15-53 山田労働安全コンサルタント事務所		090-2008-3821	
山之上 誠	土木	〒424-0886	静岡市清水区草薙1-26-47-502 山之上誠労働安全コンサルタント事務所		054-368-7088	
山本 一美	土木	〒410-2401	静岡県伊豆市牧之郷392-2 山本一美労働安全コンサルタント事務所		090-2635-6009	
山本 信二	機械	〒418-0044	富士宮市大中里1713-1 山本労働安全コンサルタント事務所		080-5299-2881	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者

## (2) 労働衛生コンサルタント

氏名	登録種別	連絡先	電話番号	備考
青柳 廣	労働衛生工学	〒424-0841 静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
赤津 順一	保健衛生	〒422-8006 静岡市駿河区曲金6-8-5 マークスタワー東静岡 2603 静岡労働衛生コンサルタント事務所	054-287-2757	
秋山 ひろみ	保健衛生	〒416-8521 富士市蓼原336 東芝キャリア(株) 健康管理室	0545-62-5535	
足立 留美子	保健衛生	〒431-3122 浜松市中央区有玉南町1867-1Dexi1F アールエイチ産業医事務所	090-1741-3794	
阿部 幸洋	保健衛生	〒410-8580 沼津市本字下一丁田895-1 聖隷沼津第1クリニック	055-962-9882	
五十嵐 健康	保健衛生	〒420-8630 静岡市葵区追手町10-93 地方独立行政法人 静岡市立静岡病院小児科	054-253-3125	
井上 邦雄	保健衛生	〒433-8112 浜松市北区初生町1259-2 はつおい労働衛生コンサルタント事務所	053-437-4009	
大塚 信芳	保健衛生	〒425-0081 焼津市大栄町1-12-11 大塚信芳労働衛生コンサルタント事務所	054-625-7039	
尾崎 克年	労働衛生工学	〒416-0906 富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	
小澤 英親	保健衛生	〒430-0949 浜松市中区尾張町126-20 小澤労働衛生コンサルタント事務所	053-452-1738	
片山 雄一	保健衛生	〒432-8013 浜松市中区広沢3-14-14 かたやま労働衛生コンサルタント事務所	053-451-4305	
門倉 円香	労働衛生工学	〒416-0906 富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	
金指 博	労働衛生工学	〒410-0312 沼津市原110-4 金指環境コンサルタント事務所	080-5810-1173	
川瀬 幸嗣	労働衛生工学	〒432-8061 浜松市中央区入野町10765	053-447-1227	※
川田 和秀	保健衛生	〒437-0047 袋井市西田20-1 医療法人社団福壽会 みつはし医院	0538-24-8070	
楠 貢	労働衛生工学	〒431-2103 浜松市浜名区新都田1-4-6 (一社)静岡県産業環境センター	053-428-3430	
久保田 英之	労働衛生工学	〒421-0103 静岡市駿河区丸子5丁目20-20	054-258-2500	※
久保田 正勝	保健衛生	〒430-0802 浜松市中央区将監町7-14 セルコ株式会社	053-463-1341	
小長井 大輔	保健衛生	〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-30 札ノ辻クロス706号 ななつ星労働衛生コンサルタント事務所	054-272-1172	
坂元 富美夫	保健衛生	〒430-0906 浜松市中区住吉2-35-8 聖隷労働衛生コンサルタント事務所	053-475-1229	
佐宗 春美	保健衛生	〒420-0844 静岡市葵区緑町8-8	054-248-2245	
佐藤 敬治	保健衛生	〒424-0847 静岡市清水区大坪2-3-12 佐藤医院	054-347-2300	
佐野 克行	保健衛生	〒436-0047 掛川市長谷1-12-9 佐野医院 労働衛生コンサルタント事務所	0537-21-1586	
軸丸 靖章	労働衛生工学	〒430-0906 浜松市中央区住吉2-35-8 聖隷労働衛生コンサルタント事務所	053-475-1229	
白岩 幹正	保健衛生	〒420-0881 静岡市葵区北安東1-5-31 白岩労働衛生コンサルタント事務所	054-277-9788	
杉 敏彦	保健衛生	〒424-0886 静岡市清水区草薙1127-20	054-347-7744	
鈴木 美香	保健衛生	〒422-8006 静岡市駿河区曲金6-8-5-2 聖隷健康サポートセンターShizuoka	054-280-6211	
住吉 健一	保健衛生	〒417-0001 富士市今泉3774-14 すみよし労働衛生コンサルタント事務所	0545-22-1808	
芹澤 良子	保健衛生	〒410-0801 沼津市大手町4-3-33 よし健(株)	090-3006-3096	
高田 雄一郎	保健衛生 労働衛生工学	〒420-0852 静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー1階 S-03 ゆうメンタル・フォース・コンサルティング	054-686-5594	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者

氏名	登録種別	連絡先		電話番号	備考
田中 隆光	保健衛生	〒432-8047	浜松市中央区神田町360-27 たなか内科クリニック	053-444-3001	
土屋 政仁	保健衛生	〒424-0901	静岡市清水区三保340-10 土屋医院内 わかば労働衛生コンサルタント事務所	054-334-1576	
土屋 眞知子	労働衛生工学	〒435-0052	浜松市東区天王町1277-1-202 土屋眞知子コンサルタントオフィス	053-422-3941	※
西 賢一郎	保健衛生	〒417-0023	富士市吉原宝町1-1 ジヤトコ(株) 富士第1地区診療所	0545-57-2411	
野木 孝眞	保健衛生	〒410-1304	駿東郡小山町藤曲956-1	0550-76-1550	
袴田 和彦	保健衛生	〒436-0015	掛川市和田197-2 袴田労働衛生コンサルタント事務所	0537-23-8888	
花房 雄治	保健衛生	〒415-0034	下田市高馬147-1 伊豆産業医学・労働衛生コンサルタント事務所	0558-23-3113	
原川 清仁	保健衛生	〒425-0004	焼津市坂本999 原川労働衛生コンサルタント事務所	054-627-7150	
堀場 公寿	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5-1003号 堀場公寿労働衛生コンサルタント事務所	090-8457-6276	
馬淵 大幾	労働衛生工学	〒439-0018	菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所	070-1617-3456	※
目黒 輝久	労働衛生工学	〒419-0201	富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサルタント事務所	090-8181-9836	※
山本 誠	保健衛生	〒430-8650	浜松市中区中沢町10-1 ヤマハ(株) 人事部 健康安全グループ	053-460-2830	
渡辺 修一	保健衛生	〒413-0011	熱海市田原本町9-1 第1ビル3階 渡辺耳鼻咽喉科クリニック	0557-81-6396	
渡辺 武司	労働衛生工学	〒430-0845	浜松市南区中田島町1436-2 渡辺労働衛生コンサルタント事務所	090-3154-8793	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者

年(度) 安全衛生管理計画 (製造業等)

事業の種類				郵便番号	労働者数等				総括安全衛生管理者職氏名 (安衛施行令第2条参照)										
事業場の名称				—	自 社 労 働 者 数	派 遣 労 働 者 を 有 す る 場 合 は 、 派 遣 労 働 者 の 人 数	合 計	構 内 請 負 の 有 無 及 び 請 負 人 の 数	安全管理者職氏名 (派遣労働者含め労働者数50人以上)										
所在地				電話番号					男	人	人	人	衛生管理者職氏名 (派遣労働者含め労働者数50人以上)						
代表者の職氏名					女	人	人	人	産業医氏名 (派遣労働者含め労働者数50人以上)										
					計	人	人	人	安全衛生推進者職氏名 (派遣労働者含め労働者数10人～49人)										
過去3年間の 災害発生状況 (業務上疾病を含む)	区分	年	年	年	安全衛生生活動実施状況														
	休業災害 ( )内は業務上疾病による被災者数	人( )人	人( )人	人( )人	活動の種類 実施計画	安全衛生 委員会		安全衛生 パトロール		ヒヤリ・ ハット報告		危険予知 活動		安全ミーティング 安全朝礼		4S等活動		指差し呼称	
	不休業災害 ( )内は業務上疾病による被災者数	人( )人	人( )人	人( )人	設置又は 実施の有無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
過去3年間の ヒヤリ・ハット 報告件数	報告件数	件	件	件	未設置又は未実施 の場合、設置又は 実施予定の有無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
	どんな種類のヒヤリ・ ハットが多いか	1	1	1	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)	( 年予定)
	(墜落・転落等)	2	2	2	職場単位、作業工程単位の安全衛生点検結果														
安全衛生方針 (社長、工場長等事業場の最高責任者が自らの安全衛生に対する理念、基本的な考え方を表明してください。)					点検実施者	1. 作業員全員 2. 安全衛生担当者 3. 職長等ライン管理者 4. その他( )													
安全衛生目標 (災害発生状況、安全衛生活動実施状況、安全衛生点検結果等を基に解決しなければならない安全衛生に対する課題を把握し、対策等を検討してください。その上で、できるだけ具体的な目標を設定してください。)					予想される危険の種類	改善の要否				改善が必要な場合その内容									
					墜落・転落	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
リスクアセスメント等の実施状況 1 共通実施している場合は、初回の実施年月 ____年__月 2 化学物質等 化学物質等の使用の有無(有 無) 化学物質等を対象に実施している場合は初回の実施年月 ____年__月 (※上記のリスクアセスメント等の対象となる化学物質等とは、化学物質、製剤その他のもので、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいいます。)					転倒	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					激突・激突され	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
本年(度)におけるリスクアセスメント等の実施計画等の状況 1 実施を予定している。(①作業行動、機械設備等を対象 ②化学物質等を対象) 2 実施に向けて体制の整備、手順の検討等を行う。 3 実施に向けた取組の予定なし。 (該当する番号に○を付してください。1又は2の場合は裏面の月別計画表に具体的な計画を記載してください。)					飛来・落下	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					はさまれ・巻き込まれ	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
「治療と仕事の両立支援」を進めるための環境整備の構築 具体的には①～③ ①事業者の基本方針の表明と労働者に対する周知 ②研修による意識啓発 ③相談窓口の設置等 1つでも実施して 既に導入している場合は、導入した年月 ____年__月__日導入 いれば記入 導入に向け準備中の場合は、導入予定年月 ____年__月__日導入予定					切れ・こすれ	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					高温及び低温物との接触	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
メンタルヘルス対策の実施状況 1 ストレスチェックを実施している。 2 個人のストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析している。 3 労働者自身によるセルフケアを進めるため、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供を実施している。 4 事業場内での相談体制は整備されている。					有害物との接触	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					感電	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					爆発、破裂、火災	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					交通事故	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					動作の反動・無理な動作	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					その他 ( )	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					1 実施している	2 実施を予定している				3 実施予定なし									
					1 実施している	2 実施を予定している				3 実施予定なし									
					1 実施している	2 実施を予定している				3 実施予定なし									
					1 実施している	2 実施を予定している				3 実施予定なし									

本実施計画書(写)を所轄労働基準監督署に提出してください

年間安全衛生管理計画(様式)

## 月 別 安 全 衛 生 活 動 計 画 表

項 目 実施月	安 全 衛 生 管 理 に 関 する 事 項				機械設備の改善、点検に関する事項		安全衛生教育に関する事項		労働衛生に関する事項		安全衛生意識の高揚に関する事項	
	安全衛生管理活動に関する事項		リスクアセスメント等に関する事項		機械設備の名称及び改善等の内容	担 当 部 署	雇入れ時等の教育、特別教育、職長等教育、健康教育など		健康管理、作業環境管理、作業管理、過重労働、メンタルヘルス対策など		安全大会、安全衛生表彰、安全講習会、個人ごとの安全の決意表明など	
	安全衛生委員会、安全衛生パトロールなどの実施事項	担 当 部 署	リスクアセスメント等の実施に関する事項	担 当 部 署			担 当 部 署	担 当 部 署	担 当 部 署	担 当 部 署		
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												

◎安全衛生管理に関する事項には、安全衛生委員会の設置・運営、作業手順書の作成・見直し、ヒヤリ・ハット活動、職場安全衛生パトロール等安全衛生活動の実施計画の作成・見直し、労働安全衛生マネジメントシステムの構築などがあります。

◎機械設備の改善、点検に関する事項には、防護対策の実施、定期自主検査の実施、点検整備の実施、本質安全化対策などがあります。

◎安全衛生教育に関する事項には、雇入れ時の教育、作業内容変更時の教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育など法定の教育や、就業制限業務に関する資格取得などがあります。

◎労働衛生に関する事項には、各種健康診断の実施、作業環境測定の実施及び作業環境の改善、腰痛予防対策、健康保持増進活動の実施、過重労働・メンタルヘルス対策の実施などがあります。

※ 静岡労働局ホームページ → 静岡労働局 各種様式集 安全衛生関係に安全衛生管理計画表(建設業・運輸業・製造業等)が作成されていますので活用してください。

## 静岡労働局・労働基準監督署・労働基準協会・静岡県労働災害防止団体等連絡会一覧表

局・労働基準監督署一覧			各労働基準協会一覧			静岡県労働災害防止団体等連絡会		
局 署 名	所 在 地	電話 (FAX)	協 会 名	所 在 地	電話 (FAX)	団 体 名	所 在 地	電話 (FAX)
静岡労働局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3F	健康安全課 TEL 054-254-6314	公益社団法人 静岡県労働基準 協会連合会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館	TEL 054-254-1012 FAX 054-254-4043	建設業労働災害 防止協会 静岡県支部	〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	TEL 054-255-1080 FAX 054-272-6034
浜松労働基準 監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F	安全衛生課 TEL 053-456-8149	一般社団法人 浜松労働基準 協会	〒430-0929 浜松市中区中央1-3-6 浜松イストセブン205号	TEL 053-452-4853 FAX 053-454-2869	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会 静岡県支部	〒422-8005 静岡市駿河区池田126-4 静岡県トラック会館内	TEL 054-283-1890 FAX 054-283-1917
静岡労働基準 監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル2、3F	安全衛生課 TEL 054-252-8107	静岡労働基準 協会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-1-20 サンパレス鷹匠102号室	TEL 054-253-7067 FAX 054-253-7613	林業・木材製造業 労働災害防止協会 静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階 県木連内	TEL 054-252-3160 FAX 054-252-3160
沼津労働基準 監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4F	TEL 055-933-5830	清水労働基準 協会	〒424-0826 静岡市清水区万世町2-7-4 中村ビル2階	TEL 054-351-4584 FAX 054-351-4584	港湾貨物運送事業 労働災害防止協会 東海総支部清水支部	〒424-8703 静岡市清水区入船町11-1 鈴与株式会社安全衛生チーム内	TEL 054-354-3066 FAX 054-354-3008
三島労働基準 監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3F	TEL 055-916-7342	沼津労働基準 協会	〒410-0831 沼津市市場町7-4	TEL 055-933-4988 FAX 055-933-4990	一般社団法人 日本ボイラ協会 静岡支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ7階	TEL 054-285-1086 FAX 054-285-1095
下田駐在事務所 (三島労働基準監督署)	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1F	TEL 0558-22-0649	三島労働基準 協会	〒411-0033 三島市文教町1-11-2	TEL 055-986-4394 FAX 055-939-5145	一般社団法人 日本クレーン協会 静岡支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-221-0007 FAX 054-221-0012
富士労働基準 監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	TEL 0545-51-2255	富士労働基準 協会	〒417-0052 富士市中央町1-5-20 グランドハイム吉原2F	TEL 0545-52-5801 FAX 0545-53-0333	公益社団法人 建設荷役車両安全 技術協会静岡県支部	〒422-8045 静岡市駿河区西島127	TEL 054-236-4008 FAX 054-236-4031
磐田労働基準 監督署	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4F	安全衛生課 TEL 0538-82-3086	一般社団法人 磐田労働基準 協会	〒438-0086 磐田市見付2970-5	TEL 0538-32-2638 FAX 0538-37-3977	独立行政法人 労働者健康安全機構 静岡産業保健 総合支援センター	〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123
島田労働基準 監督署	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3F	TEL 0547-41-4912	島田労働基準 協会	〒427-0029 島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館内	TEL 0547-35-4522 FAX 0547-35-5191	一般社団法人 日本労働安全衛生 コンサルタント 静岡支部	静岡県労働安全衛生相談センター 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館内	
							TEL 054-253-5857	火・木 13～16時